

地域の力 自治会 町内会

絆深めて 住みよい戸塚区

戸塚区地域活動 ハンドブック

入ってて よかったあ
自治会町内会



戸塚区連合町内会自治会連絡会

は じ め に

皆様、こんにちは。

戸塚区連合町内会自治会連絡会会長の相澤稔と申します。

自治会町内会の会長をはじめ役員・会員の皆様には、日頃から地域活動の推進につきましてご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

現在、戸塚区内には18の地区連合、221の自治会町内会がありますが、それぞれの地域において特色ある活発な活動が行われています。自治会町内会は地域の皆様が自主的に組織し活動する団体ですが、その活動内容は、お祭りなど地域の人々の交流を深める事業、防災訓練や防犯の取組、ごみの減量化、資源化等々、実に多様で生活に密着したものばかりです。

戸塚区連合町内会自治会連絡会は、このような皆様の暮らしにかかわる様々な行政からの情報を地域に伝える重要な役割を担っています。戸塚区連合町内会自治会連絡会の活動を通じて区民の満足感や信頼感を高め、安全・安心の向上、住みよい住環境の実現等に貢献し、多くの絆を育む地域社会の実現を図っていきたいと考えています。

自治会町内会の抱える課題のひとつに、役員のなり手が少ない、自治会の活動に参加する人が少ないということがあります。これは、自治会町内会の役員の仕事の内容がよくわからなくて大変そうだという気持ちと、自治会町内会がどんな活動をしているかわからないというのがあるのではないかと思います。

このハンドブックは、新しく役員に就かれた方々にもわかりやすいよう、また、すでに役員として活躍されている方々にも参考となるよう配慮して作成しました。

今後とも、皆様とともに、住んでいてよかったと思える地域をつくっていきたいと考えていますので、ぜひこのハンドブックをお役立ていただければ幸いです。

戸塚区連合町内会自治会連絡会 会長 相澤 稔

目 次

発行に寄せて

I 自治会町内会について

1	横浜市における自治会町内会の沿革	1
2	自治会町内会とは	2
3	自治会町内会の内部組織	3

II 自治会町内会の設立・運営

1	自治会町内会の設立	4
2	自治会町内会規約（例）	5
3	役員の選出	10
4	予算・決算	11
5	会議の運営	14
6	地区連合町内会への加入	16
7	自治会町内会会員名簿の取り扱いについて	17

III 自治会町内会の運営支援

1	横浜市市民活動保険制度	21
2	自治会町内会の現況等の届出	22
3	地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金	25
4	自治会町内会館整備費補助及び融資制度	27
5	地縁による団体の認可（自治会町内会の法人化手続き）	29

IV 安全な暮らし

1	町の防災組織活動の支援	31
2	防災訓練の実施及び地域防災拠点の運営	32
3	家庭防災員	33
4	初期消火器具等の整備に係る費用の一部補助について	34
5	防災訪問について	35
6	消火器・住宅用火災警報器についてのご案内	36
7	自主防犯活動の推進	37
8	「災害応急用井戸」の指定	38

V 地域とともに生きる

1	民生委員・児童委員及び主任児童委員	39
2	保健活動推進員	40
3	戸塚区社会福祉協議会	41
4	赤十字会費募集	42
5	共同募金・年末たすけあい募金	43

VI きれいなまちに

1	環境事業推進委員	44
2	ヨコハマ3R夢プラン	45
3	街の美化活動	46
4	河川愛護月間（河川・水路等清掃活動）	47

VII 選挙等

1	選挙の実施協力	48
2	戸塚区明るい選挙推進協議会	49
3	国勢調査員の推薦	50

VIII その他

1	広報紙の配布	51
2	「広聴事業」について	52
3	スポーツ推進委員	53
4	青少年指導員	54
5	消費生活推進員	55

IX 加入促進編

1	自治会町内会はどうして必要なの？	56
2	自治会町内会をとりまく状況は？	58
3	加入の呼びかけをしよう！	59
4	魅力ある活動にしよう！	61
5	活動をPRしよう！	61
6	よくあるQ&A（回答例）	62
7	参考様式はこちら	65

Ⅰ 自治会町内会について

1 横浜市における自治会町内会の沿革

〔町内会の起源〕

横浜市における町内会の起源は、市制が施行された翌年の明治 23 年 (1890) つくられた「衛生組合」に求められるといわれています。

この衛生組合を組織した目的は、第一に横浜が開港以前は一寒村にすぎず、他の地域にあるような旧来の隣保組織を持っていなかったこと、第二に横浜が開港地として貿易や居留外国人との関係で、伝染病の危険にさらされる機会が多かったためであろうと思われます。

〔明治期〕

明治 30 年 (1897) に「伝染病予防法」が公布され、市町村が衛生組合に対して伝染病予防のための費用を援助するようになりました。この補助により、衛生組合は町内の衛生のみならず、地域社会の活動や市行政に対しても協力することとなったのです。

〔大正期〕

大正 12 年 (1923) の関東大震災によって、横浜市は広い地域にわたって混乱状態に陥りましたが、全市的な機能を持っていない衛生組合は十分な活動を行うことができず、混乱の中から生まれた「自警団」が難民の救済や町の治安に大きな力を発揮しました。

世の中が平穏に戻るにつれて「自警団」は解散し、公的組合である「衛生組合」に代わって、「青年会」や「町内会」などが任意団体として市内各地に生まれ、自治活動を行うようになってきました。市はこのような動きに対して「衛生組合」を存続させるとともに、自然発生的な「町内会」の側面的な支援も図ってきました。

〔昭和初期〕

昭和 15 年 (1940) に内務省（現在の総務省）は「部落会町内会等整備要綱」を訓令し、「町内会」を上意下達の行政組織として全国的に整備し、「町内会」の下に 10 戸前後の「隣組」をつくらせました。この当時横浜市には、自治活動を行うための町内会、衛生組合の町内会代行、町総代会という 3 つの組織がありましたが、これ以降各組合は「町内会」一本に統合されることになりました。

〔戦後期〕

終戦後、占領軍の民主政策に基づいて昭和 22 年 (1947)1 月に前項の内務省要綱が廃止され、続いて同年 5 月にはポツダム政令 15 号が公布され、形の上では「町内会」は解体し、市民の自主的な行政参加を進めるための組織として「弘報委員会」が生まれました。この「弘報委員会」は国や自治体の行政協力機関として、住民の意見や要望を自由に出させるという主旨のもので、委員は地区組織の寄せ集めではなく、全地域から選ばれた個人を委員として、人口 1 万人に対

して1組織という形態をとっていました。

形式上は解体された「町内会」でしたが、敗戦、連合軍の占領という状況の中で起こる社会的混乱、犯罪の増加、伝染病の流行、配給物資の遅れなどの諸問題が発生し、これらの問題と取り組むため、戦時中の組織とは違って上からの統制という面を弱め、「防火防犯協会」、「赤十字奉仕団」などというように名称を変えた「町内会」が潜在的に活動を続けていました。

その後、昭和26年(1951)にリッジウェイ連合軍最高司令官が、占領下の諸法令を検討する権限を日本政府に移した頃から「町内会」の再編成が進み、講和条約の締結とともに法的規制もなくなり、「防犯協会」などに名称を変えていた地域組織が「町内会」に改組するなど、自治会町内会組織の再結成の機運が高まってきました。

これに应运、昭和31年(1956)に市は地域社会における新しい市民組織として「町内会」組織を育成する方針を打ち出しました。また、「町内会」側もこれに应运、「町内会」組織を通じて「広報よこはま」の全戸配布が行われるようになりました。

この頃から、新しく開発された地域では、従来とは違った形の自治会町内会（団地管理組合の性格をもった自治会町内会など）が続々と結成され、同時にこれら組織間の連絡調整ならびに広域的事業の推進を図るため、連合町内会が結成されるようになりました。

一方、占領軍の指導によって誕生した弘報委員会は、広域的組織であるため資金が十分でない、活動の手足がないなどの理由によって事業が停滞し、委員の選出母体も町内会へ変わり、昭和35年(1960)には組織を発展的に解消し、その機能を連合町内会に移行することになりました。

〔高度成長期〕

昭和36年(1961)には、行政区ごとに区連合町内会長連絡会、市連合町内会長連絡会(昭和50年6月12日、横浜市町内会連合会に改称)が結成され、平成23年(2011)には創立50周年を迎えました。

なお、最近では、住民の意識や地域における課題の多様化などにより、行政と住民との相互信頼に基づく、「パートナーシップ」によるまちづくりが進められており、それによって自治会町内会の活動もさまざまなものとなってきています。

2 自治会町内会とは

自治会町内会は、それぞれの地域に起こる問題を解決し、地域住民相互の親睦を図るために組織された、自主的・民主的な任意団体です。

市民の多くが会員として加入し、会員の要望に即した環境整備事業、レクリエーション事業、福利厚生事業など、会員の日常生活に密着した各種事業を地域ごとに工夫をこらして実施しています。こうした活動を行っている自治会町内会は、防犯協会、体育協会などの各種団体が特定の目的を持って組織されているのに対して、地域や活動を包括した基礎的な住民組織と言えます。

市内の自治会町内会は会員の自由な創意に基づき、いろいろな名称や形態で運営されていますが、横浜市では、次の項目に該当し、民主的に運営されている団体をさしています。

- 町・丁目・字等の全部または一部を単位として一定の区域を活動範囲とする団体
- 組織区内に居住し、会の趣旨に賛同する住民を会員として、自主的に運営されている団体
- 組織住民の福祉増進を主たる目的として事業を行っている団体

3 自治会町内会の内部組織

内部組織の名称や構成は、個々の自治会町内会の規模や設立目的、地域の環境、歴史などによって異なっています。

各自治会町内会は、10世帯から15世帯ほどを単位として班（または組）を設けており、班（または組）長は会費の集金、チラシの回覧などを行います。自治会町内会によっては、各事業を分担する専門部の代表者と役員会を構成し、団体の方針決定や事業活動の中心としての役割を果たしている場合もあります。

Ⅱ 自治会町内会の設立・運営

1 自治会町内会の設立

区役所からのメッセージ

自治会町内会の設立は手順にしたがって行いましょう。

自治会町内会の設立手順は、一般的には次のとおりです。

- (1) 設立準備会を設ける。
 - ① 会の区域を決める。
 - ② 会の目的・組織・活動について住民の意見・要望を聞き、集約する。
 - ③ 会の規約案を作成する。
 - ④ 会費案、予算案、事業計画案を作成する。
 - ⑤ 役員予定者を選出する。(会長、副会長、会計、監事)
- (2) 設立趣意書を作成し、加入申込書とともに住民に配布する。

※設立趣意書：会の設立目的や設立準備会の会議内容を記録したもの
- (3) 加入申込書を受け付ける。
- (4) 設立総会の開催準備をする。
 - ① 会議の次第と全体の進行役を決める。
 - ② 議長の選出方法、役員の選出方法、会費の額、議案の説明、議決の方法等、会議運営の細部を打ち合わせる。
 - ③ 議案書（会議資料）を作成する。
 - ④ 加入申込者に総会の開催を通知する。
- (5) 設立総会を開催する。

設立の可否、規約案、各役員の選任等について審議決定する。
- (6) 総会で了承後、区役所に「自治会町内会設立届」を提出する。

【提出していただく書類】

①自治会町内会設立届 ②区域図 ③設立総会議案書 ④設立総会議事録 ⑤役員名簿 等

2 自治会町内会規約（例）

区役所からのメッセージ

規約は自治会町内会の適正な運営に欠かすことのできないものです。組織や活動のあり方等について定めましょう。

この規約例は、自治会町内会設立に際して新たに規約を作成されたり、改正されるときのための参考例です。地域の実情にあった規約づくりの際のご参考として、お役立てください。

なお、地方自治法による法人格を取得される場合は、同法の規定に則った内容にしていただく必要があります。（自治会町内会の法人化については、29ページをご参照ください。）

〇〇自治会（町内会）規約または会則（例）

制 定 令和〇年〇月〇日

最近改正 令和〇年〇月〇日

第1章 総則

（名称及び事務所）

第1条 本会は〇〇会（以下「本会」という。）と称し、事務所を〇〇町〇〇番地に置く。

（区域）

第2条 本会の区域は、横浜市〇〇区〇〇町〇番から〇番までの区域とする。

（会員）

第3条 本会の会員は、第2条に定める区域に住所を有する世帯をもって構成する。

2 本会へ入会及び退会しようとする者は、会長に届け出るものとする。

3 本会へ入会の届け出があったときは、正当な理由なくこれを拒んではならない。

4 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。

（1）第2条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

（2）本人より第3条第2項に定める退会の届け出があった場合

5 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

（目的）

第4条 本会は、会員相互の親睦及び福祉の増進を図り、地域課題の解決等に取り組むことにより、住みよい地域社会の形成に資することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、第4条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦に関する事
- (2) 清掃、美化等の環境整備に関する事
- (3) 防災、防火、防犯、交通安全に関する事
- (4) 地域の福祉に関する事
- (5) 住民総合の連絡、広報に関する事
- (6) ○○会館の維持管理に関する事
- (7)

第2章 役員

(注) 役員については、規約の中で、その設置や人数、役割などを記しておくことが望ましいです。
(会の規模等の必要に応じて部長や班長等を設置される場合も、規約の中で明らかにしておくことが望ましいです)

(役員の種別)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 ○名
- (3) 会計 ○名
- (4) ○○部長 ○名
- (5) 班長 各班1名
- (6) 監事 ○人

(役員の選任)

第7条 会長、副会長、会計及び監事は、総会において、会員の中から選任する。

- 2 部長は、会員の中から、会長が委嘱する。
- 3 班長は、各班の会員の中から、互選により選出する。
- 4 監事は、会長、副会長及びその他の役員と兼ねることはできない。

(役員の職務)

第8条 役員は、次の職務を行う。

- 1 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 会計は、本会の会計事務を処理する。

- 4 部長は、会長の命を受けて、会務を分担する。(例：総務担当、広報担当、環境整備担当、防犯担当、交通安全担当、福祉担当、青少年担当、会館担当等)
- 5 班長は、会員との連絡調整にあたる。
- 6 監事は、本会の会計事務及び業務執行について監査を行い、毎年定期総会に報告する。
会計事務及び業務執行について不整の事実を発見したときは、総会に報告することとし、報告のために必要があると認めるときは、臨時総会の開催を請求する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の解任)

第10条 役員が、規約に違反したとき又は本会の名誉を傷つける行為をしたときは、総会の議決により解任することができる。

第3章 総会

(注) 総会は、自治会町内会における最高の意思決定機関として、その構成や表決権の設定、及び成立の要件や出席者、議決数、委任状の取り扱いなどについて、会員間に疑問が生じないよう、規約で明確に定めておくことが望ましいです。

(総会の構成)

第11条 総会は、全会員をもって構成する。

(総会の種別)

第12条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

- 2 定期総会は、毎年○月に開催する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、全会員の○分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき及び第8条第1項第6号の規定により監事から請求があったときに開催する。

(総会の招集)

第13条 総会は、会長が招集する。

- 2 総会を招集するときは、会員に対し、会議の目的、内容、日時及び場所を示して、会議の○日前までに通知しなければならない。

(総会の審議事項)

第14条 総会は、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 役員の選任及び解任に関する事項
- (4) 規約の変更に関する事項
- (5)
- (6) その他の重要事項

(総会の議長)

第15条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選任する。

(注)「総会の議長は、会長とする。」とすることも可能です。

(総会の定足数)

第16条 総会は、全会員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

ただし、委任状を提出した会員は、出席者とみなすものとする。

(総会の議決)

第17条 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第18条 会員は、各々1票の表決権を有する。

(総会の書面表決等)

第19条 やむを得ない理由のために総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第16条及び第17条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第20条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数（委任状を提出した会員を含む）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5)

- 2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人〇名以上の署名押印をしなければならない。

第4章 総会

(役員会の構成)

第21条 役員会は、役員（監事を除く）をもって構成する。

(役員会の招集)

第22条 役員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(役員会の審議事項)

第23条 役員会は、会長が議長となり、次の事項を審議し、議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会において議決された事項の執行に関する事項

(3)

(4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第5章 会計

(経費)

第24条 本会の経費は、会費その他の収入をもってあてる。

(会費)

第25条 本会の会費は、1世帯あたり月額〇円とする。

(会計年度)

第26条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 雑則

(委任)

第27条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、総会又は役員会の議決を経て、別に会長が定める。

附則

この規約は、令和〇年〇月〇日から施行する。

3 役員の選出

区役所からのメッセージ

会長改選の際は、区役所へ「自治会町内会役員現況届」を提出してください。

自治会町内会の運営のために、役員を選出します。

(1) 役員候補者の選出の方法としておおむね次の方法があります。

- ア 選出委員会のような別組織を設けて指名する。
- イ 役員会で互選する。
- ウ 選挙により選出する。

(2) 次に、役員候補者の選出の結果を総会等で承認し、役員の決定となります。

なお、役員選出の一連の手続きについてはあらかじめ規約に定めておくといよいでしょう。

(3) 自治会町内会役員現況届

年度初めに（3月～4月頃）に、「自治会町内会役員現況届」の提出をお願いしています。

役員改選が済み次第、区役所に提出してください。

様式は、「戸塚区連合町内会自治会連絡会」ホームページからもダウンロードできます。

(→ 22 ページ「自治会町内会の現況等の届出」を参照)

戸塚区連合町内会自治会連絡会 検索



4 予算・決算

区役所からのメッセージ

自治会町内会を運営していくために、しっかりとした予算を組み立てましょう。

自治会町内会の予算・決算を作成する際は、使途を明確に根拠ある数値にしてください。

【予算・決算の留意点】

(1) 予算の組み方

- ・ 予算を組むにあたっては前年度の予算及び決算（見込み）をもとに、会員数の増減や事業計画の拡大・縮小に配慮し作成してください。
- ・ 自治会町内会館建設（修繕）の積立金等は、特別会計を作りましょう。
- ・ 収入については、行政等から支払われる次の項目についても加えてください。
 - ①市からの地域活動推進費補助金 → 25 ページ参照
 - ②市からの「町の防災組織」活動費補助金 → 31 ページ参照
 - ③市等からの広報紙配布謝金（県市広報・議会だより）→ 51 ページ参照
 - ④その他、市等からの交付金、補助金など
- ・ 支出については、自治会が加入している団体機関への会費等も支出に加えてください。
戸塚区社会福祉協議会会費、戸塚防犯協会会費、戸塚区体育協会会費、戸塚交通安全協会会費など

(2) 専用口座の開設・届け出

- ・ 自治会町内会の会計を処理するための口座を開設します。
また、会館建設等を計画する場合は、自治会町内会の口座とは別に特別会計口座を設けます。
- ・ すべての収入は一度自治会町内会口座へ入金すると管理がしやすくなります。
- ・ 市から地域活動推進費、広報紙配布謝金などの振込みがありますので、毎年、口座情報を区役所に届けてください。（→ 24 ページ「口座振替依頼書」を参照）
- ・ なお、口座名義等の変更があった場合も、すみやかに区役所へ届けてください。

(3) 決算について

- ・ 決算とは、予算をどのように執行したかなどの1年間の収支を明らかにしたものです。
- ・ 決算により、市からの地域活動推進費補助金の補助金額が確定しますので、会計年度終了後は速やかに決算の報告書類を提出してください。（地域活動推進費補助金： 25 ページ参照）

(4) 会計監査

- ・監査を担当する人（「監事」「監査役」等）が、総会開催の前に、予算の執行状況が適正に行われているかを出納簿、預金通帳等の突合等により調べます。
- ・その場合、会長、副会長、会計等の役員も立ち会い、必要に応じて質疑等を行います。
- ・結果については、総会時に報告します。

(参考) 自治会町内会の予算書・決算書の作り方

* 自治会町内会の予算・決算書の項目について詳しく説明します。

自治会町内会 予算・決算書（例）

* マンションの管理組合、商店会、公園愛護会等、構成員がほぼ同じであっても、別会計とし、自治会町内会のための予算を記入してください。

○ 収入の部

項 目		記入要領
1	会費	自治会町内会会費収入を記入します。 (例) 月会費×加入世帯数×12ヶ月 (なお、会費会員数〇名、会費免除会員〇名) 加入世帯に会費減免会員(会費を免除している世帯など)がいる場合には、内訳がわかるように記入してください。なお、減免会員がいる場合には総会資料にもその旨記載が必要です。
2 補助金	地域活動推進費	* 地域活動推進費補助金については、25 ページを参照。
	地域防犯灯維持管理費	防犯灯〇灯×単価（横浜市の防犯灯設置基準を満たすもの）
	町の防災組織活動費	* 町の防災組織活動費補助金については、31 ページを参照。
		* その他に市等から別の補助金があれば記載してください。
3	広報紙配布謝金	広報よこはま、選挙公報、県のたより、議会だよりなどの配布謝金を記入します。 * 広報紙の配布については、51 ページを参照。
4	事業収入	模擬店売上げ、資源集団回収収益金などを記入します。
5	寄付金、祝金等	他団体からの寄付金、お祝い金等を記入します。
6 その他	会館使用料	他団体等への貸出に伴う収入がある場合に記入します。
	団体交付金・謝金	他団体からの交付金、謝金等を記入します。
	利息・その他雑入	利息等、その他収入を記入します。
7	前年度からの繰入金	前年度からの繰入金(繰越金)を記入します。
収 入 合 計		※収入合計と支出合計は必ず一致させてください。

○ 支出の部

項 目			記入要領
事務費	1	会 議 費	総会・定例会・臨時役員会等に伴う経費(会場借上費、資料印刷費等)を記入します。
	2	事 務 費	備品什器購入代、消耗品代(紙・鉛筆等)、電話代、郵送料代など運営に伴う事務費を記入します。
	3	人 件 費	役員手当、アルバイト賃金等を記入します。
	4	会館(会場)借上料	会館等の借上料を記入します。
	5	会館光熱水費	町内会館の運営に伴う光熱水費を記入します。
	6	会館修繕費	壁紙張替え工事費等、会館修繕に伴う経費を記入します。 (会館整備補助金を受ける場合を除く)
	7	その他	会館設備点検費、火災保険料、町内会活動交通費などを記入します。
事務費 小計①			
事業費	1	環境事業費	街の美化活動、3R関連活動、資源回収、リサイクル等に伴う経費を記入します。
	2	安全、安心環境づくり事業費	交通安全対策活動、地域防犯灯新規整備費(器具更新、新規設置)、防災活動費などを記入します。 (ただし、この欄には「地域防犯灯維持管理費」や「町の防災組織活動費」などを活用して実施する事業の経費は記入しないでください。)
	3	社会教育事業費	子供会活動費、スポーツ推進委員負担金、青少年指導員負担金、婦人部活動費、老人クラブ活動費などを記入します。
	4	レクリエーション費	盆踊り大会、運動会、各種スポーツ大会開催経費等を記入します。
	5	福利厚生事業費	敬老会開催費や給食・配食サービス経費等を記入します。
	6	文化事業費	各種講習会、映画会、書道等作品展、文化祭等の文化事業費を記入します。
	7	その他	地区連への会費・分担金、各種団体(防犯協会、体育協会等)への分担金、広報活動費(掲示板設置費など)等を記入します。
事業費 小計②			
補助対象予定経費①+②=③			
補助事業費	1	地域防犯灯維持管理費	地域防犯灯維持管理費補助金で実施した活動(防犯灯の電気代、清掃、点検、修繕、球換え等)に伴う経費を記入します。 (ただし、地域防犯灯の器具自体の更新は「安全・安心環境づくり事業費」へ計上してください)
	2	町の防災組織活動費	町の防災組織活動費補助金を活用して実施した活動(防災資機材等の購入)の経費を記入します。
	3		
その他	1	会館建設・修繕積立金	会館建設・修繕積立金を記入します。
	2	交際費	交際費、賀詞交換会参加費等を記入します。
	3	慶弔費	慶弔費(祝金・香典等)を記入します。
	4	懇親会費	懇親会費(新年会、忘年会、慰労会等)を記入します。
	5	寄付金・募金	寄付金・募金、日赤赤十字社会費等を記入します。
	6	予備費	予備費(次年度への繰越予定額等)を記入します。
	7	その他	
補助対象外予定経費 小計④			
支出合計(③+④)			※収入合計と支出合計は必ず一致させてください。

5 会議の運営

区役所からのメッセージ

自治会町内会の運営において、会議は意思決定と同時にその地域の課題や情報を共有する上で大切なものです。各種会議を開催しましょう。

会議の種類、名称等は各自治会町内会でさまざまですが、例示するとおおむね次のとおりです。

(1) 定期総会

年度のはじめなどに、原則として全会員が出席するもので、事業報告、決算報告、事業計画案、予算案やその他に役員の選任、規約改正等の自治会町内会の重要な事項について決定します。

(2) 臨時総会

定期総会以外の時期に、自治会町内会の重要な事項で急を要する案件を審議するために開催します。

(3) 役員会

役員、各専門部長等が出席します。総会に付議する案件の原案の作成などを行います。
また、具体的な事業の実施等も行います。

(4) その他

定例会、班長会、会館運営委員会等各自治会町内会は、その必要性に応じて会議を設けています。

また、意思決定の結果、経緯やさまざまな情報を共有する上で、その都度、議事録の作成をおすすめします。

(※ 議事録例は次ページ)

議事録（例）

令和〇〇年〇〇自治会（町内会）総会議事録

1 日時 令和〇〇年〇月〇日 〇時～〇時

2 会場 〇〇会館

3 総会当日会員数 〇〇〇人

4 出席者数

〇〇人（内訳 本人出席〇〇人、委任状提出者〇〇人）

5 議案

（1） 第1号議案 令和〇〇年度事業報告案

（2） 第2号議案 令和〇〇年度事業決算案

（3） 第3号議案 令和〇〇年度監査報告

（4） 第4号議案 役員の改選

（5） 第5号議案 令和〇〇年度事業計画案

（6） 第6号議案 令和〇〇年度事業予算案

（7） 第7号議案・・・

6 議長の選任

規約第〇条により、〇〇を議長に選任した。

7 総会成立の審査

規約第〇条により、総会当日会員総数〇〇人のうち、出席〇〇人、委任状〇〇人、合計〇〇人で総会定足数を満たし総会が成立した。

8 議事録署名人の選出

議長の〇〇及び会員の〇〇を議事録署名人に選出した。

9 議事の審議内容

（1） 議案内容

議案内容を具体的に記載する。

（2） 審議内容

審議内容を具体的に記載する。

10 議決の状況

（1） 第1号議案の令和〇〇年度事業報告案については、規約第〇条により、出席者〇〇人のうち、賛成〇〇人、反対〇人で可決された。

（2） 第2号議案の・・・

以上の議事録は総会議事内容に相違ないことを認めます。

令和〇〇年〇月〇日

総 会 議 長 〇〇 〇〇 印

議事録署名人 〇〇 〇〇 印

6 地区連合町内会への加入

区役所からのメッセージ

自治会町内会を設立したら、地区連合町内会への加入を検討してみましょう。

自治会町内会は、地域住民の大多数が参加し、住民相互の親睦や環境・福祉・防犯・防災等の活動を行っている団体ですが、今日の地域の問題や生活の課題は、広域的な取り組みが不可欠となってきました。

そのため、自治会町内会の連合体として各地区連合町内会が組織されています。

なお、戸塚区では次のとおり 18 の地区連合町内会が組織され、これらの地区連合町内会によって戸塚区連合町内会自治会連絡会が組織される構成となっています。

戸塚第一地区、戸塚第二地区、戸塚第三地区、踊場地区、北汲沢地区、舞岡地区、川上地区、柏尾地区、東戸塚地区、平戸地区、平戸平和台地区、上矢部地区、名瀬地区、大正地区、汲沢地区、上倉田地区、下倉田地区、吉田矢部地区

(1) 地区連合町内会の主な行事

各地区連合町内会によって、さまざまですが各自治会町内会だけではできない事業を実施しています。さらに各自治会町内会の運営にあたっての役員相互の情報交換・意見交換の場となっている状況もあるようです。

(例)

- ① 規模の大きい広域的な行事
- ② 災害を想定した防災訓練
- ③ 運動会、レクリエーション行事、親睦行事
- ④ 地区連合町内会規模のさまざまな組織への支援・協力・交流
- ⑤ その他

(2) 会費（負担金）の納入

各地区連合町内会は、このような活動を進めるために各自治会町内会からの会費（負担金）や横浜市からの地域活動推進費補助金等で運営しています。

(3) 戸塚区連合町内会自治会連絡会のホームページ

戸塚区連合町内会自治会連絡会 **検索**

戸塚区連合町内会自治会連絡会の紹介や会議資料、地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金の申請等に必要な様式などご覧いただけますので、参考にしてください。

7 自治会町内会会員名簿の取扱いについて

区役所からのメッセージ

個人情報取扱いの基本的なルールを作り、取得した情報は安全に管理しましょう！

個人情報保護法が改正され、その施行日である平成 29 年 5 月 30 日以降は、自治会町内会を含む全ての事業者は、個人情報保護法のルールに沿った取扱いが求められるようになりました。

情報を安全に管理しましょう。

(1) 個人情報を取得するとき

ア 個人情報を取得するときは、どんな利用目的で個人情報を取得するのか、また、その目的のためにどのような個人情報が必要なのかをできる限り具体的に明らかにしましょう。

イ 個人情報の管理・運用方法のルールを決めましょう。

◆ 個人情報取扱ルールで決めておくことよい事項

- 個人情報を管理する人 ○ 個人情報の管理方法
- 個人情報を取り扱う人 ○ 個人情報の訂正や開示
- 個人情報の利用目的 ○ 漏えいへの対応方法 など

(※ 「個人情報取扱ルール」 例は次ページ以降)

(2) 個人情報を管理するとき

取得した個人情報は安全に管理しましょう。

◆ 管理方法の例

- 漏えいや紛失を防ぐため、紙の名簿は鍵のかかる引き出し等で保管する。
- パソコン上の名簿はパスワードを設定する。
- インターネットに接続されたパソコンで個人情報を取り扱うときは、ウイルス対策ソフトを入れる。 など

(3) 個人情報を利用するとき

名簿の情報は、情報を収集した際に伝えた利用目的の範囲内で活用しましょう。

また、名簿を配付した会員には「セールスなど他の目的に利用されることのないよう、会員以外に渡したり、廃棄の際は、不用意に資源回収場所に放置しないでください。」など適正な管理・廃棄をお願いし、そのことを具体的に名簿に記載しましょう。

【参考】個人情報取扱ルール（例）

〇〇自治会（町内会）個人情報取扱ルール

制 定 令和〇年〇月〇日

最近改正 令和〇年〇月〇日

（目的）

第1条 この取扱ルールは、〇〇自治会（町内会）（以下「本会」という。）が保有する個人情報について適正な取扱いを確保することを目的として定めます。

（責務）

第2条 本会は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）等を遵守するとともに、自治会町内会活動において個人情報の保護に努めます。

（周知）

第3条 本会は、この取扱ルールを、総会資料又は回覧により、少なくとも毎年1回は会員に周知します。

（管理者）

第4条 本会における個人情報の管理者は、〇〇（例：会長等）とします。

（取扱者）

第5条 本会における個人情報の取扱者は、〇〇（例：役員、要援護者を支援する者など、範囲を指定する）とします。

（秘密保持義務）

第6条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しません。その職を退いた後も、同様とします。

（個人情報の取得）

第7条 本会は、会長が「〇〇自治会（町内会）加入届」などを、会員又は会員になろうとするものから受理することにより、個人情報を取得します。

- 2 要援護者の支援等のため、法に規定する障害や病歴などの要配慮個人情報を取得する際は、本人の同意を得て取得します。
- 3 本会が会員から取得する個人情報は、氏名（家族、同居人を含む）、生年月日、性別、住所、電話番号、緊急時の援護の要否、避難支援等を必要とする事由、緊急時連絡先、その他連絡事項などで会員が同意する事項とします。

- 4 本会が配付する〇〇自治会（町内会）名簿に記載する個人情報、氏名、・・・などで会員が同意する事項とします。

（利用）

第8条 本会が保有する個人情報は、次の各号に掲げる活動等の際に利用します。

- （1）会費の請求、管理、其他文書の送付など
- （2）会員名簿の作成及び会の区域図の作成
- （3）入学祝、敬老祝等の対象者の把握
- （4）災害等の緊急時における支援活動
- （5）災害時に備えた要援護者との日頃からの関係づくり

（管理）

第9条 個人情報は、会長又は会長が指定する役員が保管するものとし、適正に管理します。

- 2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに復元不可能な状態にして廃棄します。

（提供）

第10条 個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者（委託・共同利用の相手方を除く。）に提供しません。

- （1）会員本人から個人情報を取得する際に伝えて同意を得ている範囲で提供する場合
- （2）法令に基づく場合
- （3）人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- （4）公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
- （5）国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

（第三者提供に係る記録の作成等）

第11条 取扱者は、個人情報を第三者（県・市役所・区役所を除く。）に提供したときは、法第25条に定める第三者提供に係る記録を作成し、保存します。

（第三者提供を受ける際の確認等）

第12条 取扱者は、第三者（県・市役所・区役所を除く。）から個人情報の提供を受ける際には、法第26条に定める第三者提供を受ける際の確認を行い、記録を作成し、保存します。

（開示）

第13条 会員は、第7条の規定に基づき提供した会員本人の個人情報について管理者に対し開示を請求することができます。

- 2 管理者は、会員本人から会員本人の個人情報の開示について請求があったとき、法第28条

第2項に該当する場合を除き、本人に開示します。

(個人情報の訂正等)

第14条 会員は、第7条に基づき提供した会員本人の個人情報について管理者に対し訂正等を求めることができます。

- 2 前項の請求があった場合、管理者は直ちに該当する個人情報の訂正等を行います。ただし、各会員にすでに配付されている会員名簿等は、訂正等について会員に連絡することをもってこれに替えることができるものとします。

(漏えい発生時等の対応)

第15条 取扱者は、個人情報を漏えい、滅失、き損等の事案の発生又はその兆候を把握した場合は、管理者に連絡します。この場合において管理者は、事実及び原因の確認、被害拡大の防止、影響を受ける本人への連絡、再発防止等の対応を行います。

(開示請求及び苦情相談窓口)

第16条 本会における、開示請求及び苦情相談窓口は、〇〇とします。

(附則)

この取扱ルールは、令和〇〇年〇月〇日から施行します。

※下線部は、要援護者を把握し地域の支援者で情報を共有するなど、災害時に備えた日頃からの関係づくりに取り組んでいる自治会町内会における「個人情報取扱ルール」の記載例です。

Ⅲ 自治会町内会の運営支援

1 横浜市市民活動保険制度

区役所からのメッセージ

自治会町内会の活動中にケガなどの事故が起きてしまったときは、区役所にご連絡ください。

横浜市では、市民の方が安心してボランティア活動を行えるように、横浜市があらかじめ保険料を負担し、保険会社と保険契約をして横浜市市民活動保険制度を運営しています。この保険は、事前の加入や登録の手続きは必要ありません。

万が一、事故が起きてしまった場合に、日頃の具体的なボランティア活動内容や、事故の状況等を書面でご報告いただき、活動や事故が市民活動保険の要件をみたしているかどうかについて、市と保険会社が審査を行います。

なお、事故の状況等によっては保険の適用にならない場合がありますので、個別具体的な適用については、市や区の担当者に問い合わせをお願いします。

(1) 保険の対象となるボランティア活動

- ア 自主的に構成されたグループ・個人や、自治会町内会などが行っている活動
- イ 無報酬（交通費などの実費の支給は構いません。）
- ウ 継続的・計画的に行っている活動
- エ 公益性のある活動

※ 保険適用範囲には、準備活動及び活動場所への往復経路も含まれます。

【ご注意ください】

市民活動保険の対象とならない代表的な例

- ・スポーツ・文化活動など（お祭り、運動会、防災訓練、講演会など）の参加者
- ・親睦が目的の活動、サークル活動や互助的な活動
- ・学校管理下の活動・PTA活動の事故
- ・政治、宗教、営利に関わる活動

(2) 保険の種類

ア 傷害事故

ボランティア活動中に発生した急激かつ偶然な外来事故によって、ボランティア活動者が死亡・負傷した事故

イ 賠償責任事故

ボランティア活動中にボランティア活動者の過失により、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊してしまったなどの結果、被害者から損害賠償を求められ、法律上の賠償責任を負う事故

2 自治会町内会の現況等の届出

区役所からのメッセージ

毎年4月1日現在の加入世帯数や新年度の自治会町内会の役員等の報告をお願いします。

世帯数をもとに横浜市が交付する地域活動推進費補助金（加入世帯数）、広報よこはま等の配布数（広報配布世帯数）が計算されます。また、班数に応じて回覧部数をお届けします。

1 提出書類

(1) 自治会町内会役員現況届

ア 役員

新年度の自治会町内会役員（会長、副会長等）について、ご報告いただきます。

イ 自治会町内会の現況等

4月1日現在の次の項目をご報告いただきます。

①自治会町内会加入世帯数（会費減免会員も含めます。）

＊加入世帯数は横浜市から交付される地域活動推進費補助金の積算の基礎となります。

②広報配布世帯数（未加入世帯も含めた広報を配布する世帯数）

③班数（回覧等チラシ必要数）

④掲示板数（掲示用ポスター等必要数）

⑤戸塚区連会資料のお届け先

⑥広報紙（広報よこはま・県のたより・議会だより）のお届け先

(2) 口座振替依頼書

口座振替依頼書に記載された口座へ地域活動推進費補助金や各種謝金（広報等配布謝金）等が振り込まれます。

2 依頼時期・方法

区役所からの依頼文や様式は、戸塚区連会資料（3月下旬送付）の中に同封していますので、各自治会町内会長へお渡しください。

提出書類の様式は、戸塚区連合町内会自治会連絡会のホームページからもダウンロードできます。

3 提出時期

4月～6月

＊年度途中で、広報配布世帯数等届出事項に変更がある場合は、速やかにご連絡ください。

令和 年度戸塚区自治会町内会役員現況届

ふりがな	
自治会町内会名	(省略せずに、正式名称をご記入ください)

令和 年度の役員を決定(変更)いたしましたので届けます。
(任期 令和 年 月 日～ 令和 年 月 日)

※氏名にはふりがなをお願いします。

役 職	ふりがな 氏 名	住 所	電 話	FAX ○をつけてください。
会 長		戸塚区		1 (-) 2 電話と同じ 3 FAX なし
副会長		戸塚区		
		戸塚区		
		戸塚区		

【自治会町内会の現況 (4月1日現在)】

加入世帯数	広報配布世帯数	班数(組数)	班回覧に 必要な部数	ポスター等掲示物 の必要部数
世帯	世帯	班	部	部

◎お知らせ、班回覧物、ポスター等掲示物 **戸塚区連会資料** のお届け先

氏 名	住 所	電 話

◎広報よこはま、県のたより、議会だより のお届け先

氏 名	住 所	電 話

◎その他連絡事項

整理番号

口座振替依頼書

令和 年 月 日

横浜市長
横浜市戸塚区長

所在地

団体名

代表者名 会長

印

令和 年 月 日以降、横浜市及び区から交付される令和 年度の地域活動推進費、地域防犯灯維持管理費補助金、広報紙配布謝金（議会だよりを含む）、「町の防災組織」活動費補助金を次の金融機関へ振り込みください。

金融機関名		銀行 信用金庫	支店 出張所 支所
預金種目		1 普通	2 当座
口座番号			
口座 名義 人	(フリガナ)	(通帳に記載されているとおり記入してください)	
	団体名・氏名		

※ 口座名義人が会長（代表者）以外の場合は記入願います。

上記口座に横浜市及び区から交付される補助金等の受領に関する権限を委任します。

委任者

代表者名 会長

印

【注意事項】

- この書類は会長（代表者）印を押印のうえ提出してください。（スタンプ印は無効）
- 金融機関、口座名義人等の欄には、団体の預金通帳に記載されているとおり記入してください。
- 会長（代表者）又は預金通帳記載事項に変更があった場合は、その都度口座振替依頼書を提出してください。
- 記載事項の訂正は二重線で見え消しし、押印した会長（代表者）印で訂正印をお願いします。

3 地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金

区役所からのメッセージ

自治会町内会の加入世帯数や活動、保有する地域防犯灯の灯数に応じて補助金を交付します。

自治会町内会の加入世帯数や活動等に応じて交付する地域活動推進費補助金、自治会町内会が保有する防犯灯の灯数に応じて交付する地域防犯灯維持管理費補助金の制度をご活用ください。

(1) 制度の概要

ア 地域活動推進費補助金

自治会町内会の加入世帯数や活動等に応じて交付します。

【補助交付基準（令和3年3月現在）】

対象団体	補助率	補助限度額	補助対象経費
自治会町内会	3分の1	加入世帯数×700	事務費・事業費
地区連合町内会	3分の3	12万円 基礎的支援費	
	(補助対象経費－基礎的支援費) ×3分の1	加入世帯数×170円 ＋5万円	

※補助対象経費

自治会町内会・地区連合町内会が実施する公益的活動（環境美化、防災・防犯、社会教育、レクリエーション、福利厚生、文化活動、広報活動等）に係る経費、地域に対して公益的な活動を行う他団体が実施する事業への協賛金・負担金、各種団体への会費・分担金（消防団を除く）、研修費、人件費、会議費、会館維持管理費、事務費、委託費 等

※補助対象とならない経費

「地域防犯灯維持管理費補助金」「町の防災組織活動費補助金」等の他の補助金の補助対象経費、消防団の活動費、入学・成人・敬老等の祝金、賀詞交換会開催費・参加費、裁判費用、交際費、慶弔費（祝金、香典等）、懇親会費（新年会、忘年会、慰労会等）、寄付金、募金（共同募金、歳末助け合い募金、日本赤十字社会費等）、積立金、予備費、次年度への繰越金 等

【加入世帯数について】

4月1日現在の加入世帯数は、補助金額の算定基準の根拠となりますので、正確な把握をお願いします。また、世帯数確認のため総会資料への記載をお願いします。

※加入世帯数には、会費を減免している世帯や法人会員（商店、病院など）も含まれます。ただし、規約等により会費減免や法人会員について規定してください。詳しくは、お問合せください。

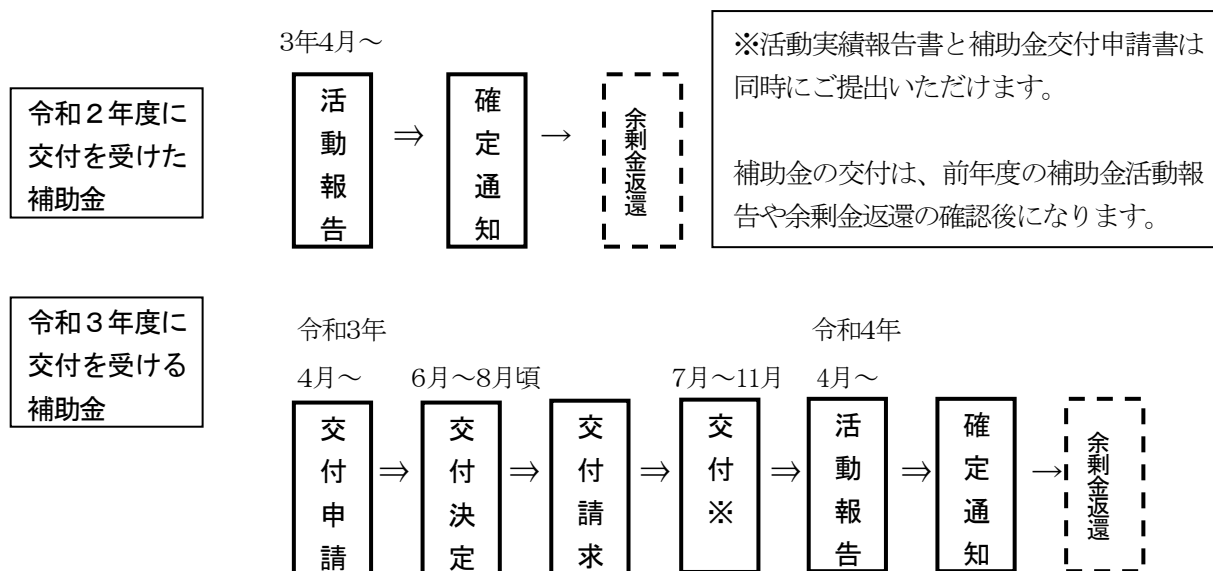
イ 地域防犯灯維持管理費補助金

自治会町内会が保有する防犯灯の灯数に応じて交付します。

【補助額（令和3年3月現在）】 防犯灯数 × 2,200円（年額）

※横浜市が管理しているLED防犯灯は補助対象になりません。

（2） 手続の流れ（例：令和2年度実績報告～令和3年度交付申請の場合）



ア 交付申請【自治会町内会】

4月～6月頃、区役所に地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金交付申請書を提出

イ 交付決定【区役所】

申請書の審査終了後、区役所より補助金交付決定通知書と請求書（様式）を送付します。

ウ 交付請求【自治会町内会】

補助金請求書を提出（※補助金交付決定通知書の写しを一緒に提出してください）

エ 交付【区役所】

自治会町内会の口座に補助金を交付

オ 活動報告【自治会町内会】

翌年4～6月頃、区役所あて活動実績報告書を提出

カ 確定通知【区役所】

実績報告書の審査終了後、区役所より補助金確定通知書を送付します。

キ 余剰金返還【自治会町内会】

余剰金が出たときは、余剰分を区役所に返還していただきます。

（3） 提出書類の様式について

区役所からの案内文や様式は、3月下旬に各自治会町内会長あて送付されますが、提出書類の様式は、戸塚区連合町内会自治会連絡会のホームページからもダウンロードできます。

4 自治会町内会館整備費補助及び融資制度

区役所からのメッセージ

自治会町内会館の整備(新築・増築・改修・修繕)を考えている場合は、お早めにご相談ください。

自治会町内会活動や共助による減災に向けた取組の拠点となる、自治会町内会館の整備に対する補助制度や融資制度の概要についてご案内します。

(1) 整備費補助制度

自治会町内会館を整備する場合、一定の条件（会館の利用規約等がある、会館の整備に対して総会の議決等による意思決定がある、補助対象経費が100万円以上の整備であるなど）を満たせば、整備費の補助を受けることができます。

ア 補助内容

整備の種類	補助率	補助限度額	内 容
新築・購入	1 / 2	1㎡当たり 99,000 円 かつ 1,200 万円	新たに建物を建設し、又は現在の建物の全部を撤去して新たに建物を建築すること
特殊基礎工事費		300 万円	地盤・敷地条件により施行する特殊な基礎工事
エレベーター設置工事費		300 万円	エレベーター設置に伴う工事費
増築		500 万円	既にある建物の床面積を増加させる工事
改修		500 万円	建物の主要構造部の改修を含む工事 (耐震補強工事を含む)
修繕		200 万円	建物の維持を目的とした、改修の程度に至らない修繕

※外構工事は、整備の種類ごとの補助限度額内で、100万円を限度に外構工事に要する経費の2分の1を補助します。(新築・購入の場合、1㎡当たりの補助限度額とは別に補助します。)

イ 申請の時期について

補助申請に先立ち、整備予定時期の前年度の7月頃までに事前申請をしていただきます。

あらかじめ審査を行った上で予算編成を行い、予算確定後、補助申請を受け付ける自治会町内会を決定していきます。

(2) 整備費融資制度

法人格を有する自治会町内会が、上記(1)の補助の決定を受けて会館の整備をおこなう場合、横浜市と協定を結んだ民間金融機関から融資を受けることができます。

融資の内容や申込みの手続き等については、次の金融機関に直接ご相談ください。

ア 融資を実施する金融機関（取扱金融機関）

（株）横浜銀行、 横浜信用金庫、（株）神奈川銀行

イ 融資の内容

種類	融資利率	融資限度額
新築・購入・増築・改修	各金融機関が定める所定の金利	1,200 万円
修繕		500 万円

※参照（市民局ホームページ）

横浜市 町内会館

検索

（参考）

《会館建設（計画）の進め方について》

（１）会館を所有（建設）することの方針決定（第１段階）

自治会町内会で会館を建設し、団体の活動拠点、財産としての会館を所有することについて会員の総意を確認するため、総会で意思決定（機関決定）することが必要です。

①会館建設計画の輪郭（素案） ②会員のニーズの把握 ③会員への周知

（２）会館建設計画案の決定（中間報告）

会員に対して総会などで中間的な会館建設計画案を報告し、会館の規模、機能や資金調達の計画などの意思決定をするようにします。

※会館に隣接する居住者等に対して事前に近隣説明会を開催するなど、会館建設計画案の概要を十分に説明し理解を得られる会館建設計画案を作成するようにします。

（３）会館建設計画案の最終決定（最終段階）

会館の規模、構造などを示す図面、会館建設費用の資金計画などを示し、最終的に会館建設について総会で意思決定します。

※総会の結果は、総会に出席していない会員にも周知するようにします。

《自治会町内会館整備費補助の流れ》

横浜市では自治会町内会館の新築・購入・増築・改修・修繕を行う意向がある自治会町内会を対象に、あらかじめ審査を行った上で予算編成を行い、予算確定後、補助申請を受け付ける自治会町内会を決定していきます。

（１）会館整備予定の申し出（毎年、４月頃にご案内し、７月末頃締め切り予定）

（２）内容を審査した上で、９月頃より予算編成

（３）翌年度の予算が確定したあと、補助申請を受け付ける自治会町内会を決定（３月末頃）

（４）補助申請を受けられる予定の自治会町内会は、総会の意思決定後、申請書を提出（４月以降）

※自治会町内会館整備費補助金は、ご相談のあった年度に交付することができません。あらかじめ申し出をしていただき、審査を行った上で翌年度の補助対象自治会町内会が決定されていきます。自治会町内会館の整備を検討されている場合は、お早めにご相談ください。

※風水害等の自然災害により、自治会町内会館の緊急修繕が必要になった場合、補助できる場合があります。詳細は区役所地域振興課へご相談ください。

5 地縁による団体の認可（自治会町内会の法人化手続き）

区役所からのメッセージ

自治会町内会の法人化を考えている場合には、お早めにご相談ください。

自治会町内会は法人格を取得することができなかったことから自治会町内会館等の資産を所有している場合、当該団体の名義での不動産登記が不可能でした。そのため、不動産の登記名義を当該団体の会長個人または役員の共有名義にせざるを得ず、当該名義人の死亡による相続問題や、当該名義人の債権者による不動産の差し押さえ等の財産上の問題が生じることがありました。

この認可制度は、このような問題を解消するため、不動産を保有し、または保有を予定している自治会町内会が法人格を取得し、当該団体名義での不動産登記等を可能にするものであり、平成3年4月2日公布の地方自治法の改正（第260条の2）により創設された制度です。

（1）対象団体

会館等の不動産を保有し、または保有を予定している自治会町内会

（2）申請にあたって必要となること

認可申請を行う前に、当該地縁団体の現行の規約に基づき総会を開催し、認可申請の要否の意思決定をします。また、併せて規約の決定、区域の確定、構成員の確定、代表者の決定、保有財産の確定等を審議し、団体の意思決定をします。

特に規約の整備については、地方自治法第260条の2各項等に従った内容とする必要があります。詳細については事前に地域振興課までご相談ください。

なお、認可申請の意思決定と規約決定等の意思決定は、同一の総会で行われることが望ましいのですが、別々の総会でも構いません。

（3）認可申請手続き

上記（2）の完了後、所定の申請書に新旧の規約、認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類、構成員名簿、保有資産目録などの必要な資料を添付し、当該地縁団体の代表者が区長に対して申請します。

審査の結果、認可要件を満たしていると認めるときは法人化を認可し、告示（「横浜市報」への登載による）するとともに、申請団体へ認可通知をします。

（4）その他

ア 認可を受けた団体は、告示事項（代表者や規約など）に変更があったときは、区長に

届け出なければなりません。

イ 認可を受けた団体の代表者印を登録することができます。

ウ 認可を受けた場合でも、税制上の取扱いに変更はありません。

※ 戸塚区で法人化している自治会町内会 46 団体（令和 3 年 3 月現在）

Ⅳ 安全な暮らし

1 町の防災組織活動の支援

区役所からのメッセージ

「町の防災組織」活動費補助金の交付を受けるには、申請書、実績報告書を区役所に提出してください。また、新年度に申請書を提出しない場合でも、前年度に補助金の交付を受けている場合は、必ず実績報告書の提出をお願いいたします。

「町の防災組織活動」に取り組んでいただく自治会町内会等の防災活動に、補助金を交付します。いつ起こるかわからない地震などの災害に備えて、実際に災害が起こったとき、自治会町内会等の防災組織で、適切な防災活動が行えるよう、「町の防災組織」活動費補助金を交付し、災害から身体と財産を守ることを目的に実施しています。

(1) 補助金の交付要件

- ・自治会町内会等の防災組織の次の活動が交付の対象になります。
 - ア 防災訓練の実施
 - イ 備蓄食料・防災資機材等の購入
 - ウ 防災のための講演会・研修会・講習会・見学会の開催
 - エ 横浜市民防災センター体験ツアー
 - オ 防災マニュアル・防災マップ等の作成
 - カ AEDの購入（リース含む）
 - キ 防災パトロール（※防犯パトロールは対象外です。）
 - ク その他防災活動の一環として実施する事業
- ・なお、防犯活動など、直接防災にかかわりのない活動については、対象となりません。

(2) 交付金額

- ・一世帯あたり 160 円の額を申請のあった自治会町内会等の防災組織に交付します。

(3) 手続き

- ・申請書を4月1日～6月末日までの間に、提出してください。
- ・また、前年度に補助金の交付を受けた自治会町内会等は実績報告書を提出する必要があります。
- ・補助金は、請求書（交付決定通知書に同封します）提出後に自治会町内会の口座に振り込まれます。

* 申請書、実績報告書の様式は、3月中に各自治会町内会長あて配付します。

2 防災訓練の実施及び地域防災拠点の運営

区役所からのメッセージ

- ①防災訓練にご協力ください。
- ②地域防災拠点の訓練・運営にご協力ください。
- ③助成金交付の手続きをお願いします。

大地震等災害の発生に備え、住民一人ひとりが「自分たちの町は自分たちの手で守る」という自主防災意識の高揚を図るため、地域の自主性を生かした実践的な防災訓練を実施します。また、地域防災拠点に住民が避難した際、地域防災拠点の秩序ある運営を進めるため自治会町内会等を中心とした地域住民の皆様が協力して地域防災拠点運営委員会を組織し、運営します。

なお、感染症へのリスクを踏まえ、平常時から分散避難のご検討をお願いします。

(1) 地域防災拠点 開設・運営訓練

戸塚区では、大規模地震に備えて地域の防災体制を強化するとともに、震災時の地域防災拠点の効率的な運営のため、「地域防災拠点 開設・運営訓練」を実施しています。

(2) 地域防災拠点と運営委員会

区内 35 か所の指定した小・中学校（地域防災拠点）には、防災備蓄庫が設置されています。

地域防災拠点の運営は、周辺の自治会町内会等を中心とした地域住民の皆様で組織した地域防災拠点運営委員会が行います。

(3) 地域防災拠点に対する助成金

地域防災拠点運営委員会が主催する防災訓練等には、戸塚区地域防災拠点運営委員会連絡協議会から、上限 7 万円の助成金が交付されます。

*助成金交付の手続きに必要な書類等は、毎年 5 月頃開催する、戸塚区地域防災拠点運営委員会連絡協議会で各地域防災拠点運営委員会委員長に配付します。

3 家庭防災員

区役所からのメッセージ

家庭防災員になるための研修受講者の推薦をお願いします。
既に家庭防災員になられている方も受講できます。

家庭防災員制度は、昭和 43 年に「市民防災の日」を定め、各区でその前身となる「ママさん防災点検員」が誕生し、翌年に「家庭防災予防員」として全市的にスタートしました。昭和 59 年に現在の「家庭防災員」と名称を変更、平成 24 年以降「自助から始まり、地域における防災活動の担い手としても活躍できる家庭防災員」を養成することを目指した研修制度としています。

令和 2 年度は 160 自治会町内会から 332 名、推薦していただきました。

(1) 家庭防災員研修受講者の推薦

毎年 1 月中旬から 3 月末にかけて推薦をお願いします。

(2) 交付金額

【基礎研修（必須）】

- * 防火研修 出火防止対策、防災ツアー（横浜市民防災センター）の参加 など
- * 救急研修 応急手当の要領、救命処置要領、119 番通報要領 など
- * 地震・風水害研修 事前対策、発災対策、災害図上訓練（D I G）など

【追加研修（選択性）】

- * スキルアップ研修 普通救命講習 など

(3) 家庭防災員自主活動に対する助成について

家庭防災員が地域で行う自主的な防災活動（自主活動）を支援するため、その費用を助成します。

近年行われた自主活動例（カッコ内は補助内容）

- ・ 応急手当指導会（三角巾、配布資料コピー代、回覧用写真現像代）
- ・ 非常時炊き出し訓練（無洗米、ラップ、割りばし等）
- ・ 非常食の検討（試食としての非常食）
- ・ 防災講演会の開催（講師の謝金、会場となった会議室の使用料） など

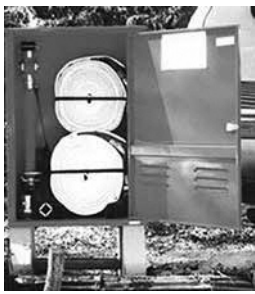
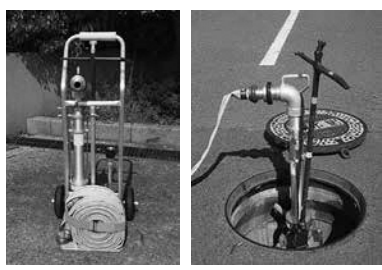
詳しくは戸塚消防署総務・予防課までお問い合わせください。

4 初期消火器具等の整備に係る費用の一部補助について

区役所からのメッセージ

木造住宅が密集した地域において、火災発生時に地域の皆様の共助による初期消火活動により被害を最小限にとどめていただくため、自治会町内会が自ら初期消火器具等を整備しようとする際に一部補助金を交付しています。

(1) 初期消火器具等の概要と仕様

初期消火箱	・ 消防用ホース 40 ミリ又は 50 ミリ 3～5 本 ・ 筒先 40 ミリ又は 50 ミリ 1 本 ・ 可変ノズル 1 個 ・ 媒介金具 1 個 ・ 消火栓蓋開閉キー ・ 消火箱	
スタンドパイプ式 初期消火器具	・ 消防用ホース 40 ミリ又は 50 ミリ 3～5 本 ・ 筒先 40 ミリ又は 50 ミリ 1 本 ・ 可変ノズル 1 個 ・ スタンドパイプ 1 本 ・ 媒介金具 1 個 ・ 消火栓蓋開閉キー ・ 台車、収納箱又は収納袋	

(2) 対象団体及び補助額

- 木造家屋等が密集し延焼拡大のおそれがある地域で、取扱い訓練を定期的に行う自治会町内会
- 新規設置、更新設置又は器具等の一部更新設置に係る整備費用の一部

(3) 申請について

初期消火器具等の設置補助を希望される場合、まずは、戸塚消防署総務・予防課又は消防出張所にご相談ください。申請書をお渡しします。申請書に必要事項を記入し、添付書類と併せて戸塚消防署総務・予防課へ提出をお願いします。

5 防災訪問について

区役所からのメッセージ

近年の火災における焼死者は高齢者の割合が増加しており、高齢者世帯を中心に、消防職員がご自宅にお伺い、防火に対するアドバイスなどを行う、「防災訪問」を実施しています。

(1) 実施内容

玄関先でチラシ等をお渡しし、火災予防のポイントについてお伝えするほか、訪問世帯のご希望により、室内の調理器具や暖房器具、喫煙などの状況について確認し、必要なアドバイスを行います。

*費用は、無料です。

(2) 訪問対象世帯

訪問を希望される高齢者の世帯を中心に実施します。

(3) 訪問時間

平日の10:00～16:00

実施時間は、10～15分ほどです。

(4) 訪問職員

消防署の職員（制服又は活動服を着用し、職員証を携帯しています。）

※ 基本的に2名以上で訪問します。

(5) 申込方法

希望者本人が、電話（FAX可）・消防署窓口で申込むこととなっています。

なお、ケアマネジャー・民生委員など代理の方の申し込みも可能としています。

(6) その他

自治会町内会と連携した訪問の実施についても対応いたしますので、ご希望がある場合には、最寄りの消防署・消防出張所にご相談ください。

6 消火器・住宅用火災警報器についてのご案内

区役所からのメッセージ

火災から皆さまの大切な命や財産を守るために、火災の早期発見と初期消火が重要です。住宅用火災警報器を設置し、消火器を備えましょう。また、設置が義務付けられてから10年以上が経過しています。定期的に点検し適切に管理してください。

住宅用火災警報器

火災により発生する煙もしくは熱に反応し、大きな音で火災の発生を知らせる設備です。すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務づけられています。

横浜市では寝室と台所に設置が必要です。建物の構造によって階段や廊下に設置が必要になる場合があります。

【住宅用火災警報器の設置支援について】

住宅用火災警報器は購入したものの、取付けるのが困難な高齢者や障がい者世帯を対象として、消防職員が直接市民のみなさまのお宅を訪問し、設置のお手伝いをします。

申請もしくはご不明なことがございましたら、戸塚消防署・消防出張所にお問合わせください。消防署にて住宅用火災警報器を購入・購入補助をする制度ではありません。

設置する住宅用火災警報器は、ご自身で用意してください。

消火器

一般の住宅に設置義務はありませんが、簡単に操作ができ、初期の火災に対して非常に有効な設備です。

サビや腐食、劣化があるものは、容器が破裂して大きな事故を起こす危険性がありますので、設置場所は高温多湿なところは避け、定期的に点検し適切に管理してください。

【消火器の廃棄等について】

消火器の詰替え等については、事故防止のため必ず消火器専門業者にご相談、依頼してください。

消火器の廃棄については、消火器リサイクル推進センターのホームページ【<http://www.ferpc.jp/>】で引き取りを行っている窓口を検索できます。

ご不明なことがございましたら、戸塚消防署・消防出張所にお問合わせください。

住宅用火災警報器・消火器の悪質な訪問販売にご注意を！

粗悪品や悪質な訪問販売には十分ご注意ください。また、消防署では住宅用火災警報器の訪問販売を行うことはありません。

不審に思われたり不安に感じたら、戸塚消防署・消防出張所又は戸塚警察署へご連絡ください。

7 自主防犯活動の推進

区役所からのメッセージ

地域での自主防犯パトロールを始めませんか。

自分たちの街は自分たちで守る、それが地域の自主防犯活動の基本です。安心安全な地域づくりのために、自主防犯パトロールに取り組みましょう。

(1) 地域防犯パトロール

地域で行う防犯活動として効果的な取り組みのひとつが「防犯パトロール」です。犯罪企図者は、隣近所に無関心で、連帯感が弱いと思われる街をターゲットとします。また、人の目を嫌うので、近所の人に見られたり、声をかけられたりすると、犯行をあきらめる可能性が高くなります。

<防犯パトロールのポイント>

● なるべく目立つ姿で

「防犯活動が盛んな地域だ」とアピールすることが、犯罪のない街づくりにつながります。蛍光色のジャンパーや腕章を着用するなど、存在感を示すと効果的です。

● 危険なことはしない

不審な人や車を発見したり、事件を目撃したら、速やかに警察へ通報しましょう。

● 無理をしない

「活動時間を限定せず、空いている時間に取り組む」「毎回一定の人数でなくても良い」「やらない時があっても良い」などできることから始めましょう。

(2) 戸塚区地域防犯活動拠点

戸塚区地域防犯活動拠点は、防犯パトロールの出発地点や、防犯の会議で集まる場所など（主に自治会町内会館など）を地域の防犯の拠点として位置づけた場所のことです。

地域防犯活動拠点を設置することで、地域防犯意識の向上や地域防犯活動の活性化を図ることを目的としています。

現在は、戸塚区内に 115 か所の地域防犯活動拠点があります（令和 2 年 4 月現在）。

今後も引き続き防犯拠点への登録募集を行っていく予定です。

(3) 戸塚区わんわんパトロール隊

わんわんパトロールは、各個人が犬の散歩にあわせ、好きな時間に気軽にできるパトロールです。したがって、地域の皆さんで行うパトロールとは異なる経路、異なる時間帯に犯罪抑止の目を光らせることができます。

戸塚区では「戸塚区わんわんパトロール隊」として登録者を随時募集しており、登録いただいた方には腕章及びリード標をお渡ししています。

8 「災害応急用井戸」の指定

区役所からのメッセージ

災害時の生活用水に活用していただくため「災害応急用井戸」を指定しています。

横浜市では、災害時に地域の方々の生活用水（清掃、洗浄用水等）として井戸水を提供していただけるとお申し出の方で、一定の要件を満たしている井戸を、「災害応急用井戸」に指定しています。

「災害応急用井戸」の所在は「わいわい防災マップ（横浜市行政地図情報提供システム）」でご覧になれるほか、最新の指定状況は区役所でご確認いただけます。

（1）戸塚区内の災害応急用井戸件数

261 件（令和 2 年 11 月末現在）

（2）名簿の内容

災害応急用井戸の所在地、所有者氏名

（3）指定の要件

ア 市内の井戸又は湧水であること。所有者等がいること。

イ 水質（pH、臭気、色度、濁度）に異状がなく、井戸本体の構造が井戸水を汚染する可能性がないこと及び井戸の周囲が清潔であること。

ウ 市内住民に周知できるよう、井戸又は湧水の所在地、所有者氏名等を公表できること。

飲用水には水道水を使いましょう！

災害応急用井戸は、清掃などの生活用水に利用することを目的としています。

横浜市のように都市化が進んだ地域では、地下水の水質も影響を受けている可能性があります。化学物質による汚染は見た目では分らず、煮沸しても除くことはできません。

飲用水には、安全が確認されている水道水、ペットボトル、水缶詰等を使いましょう。

V 地域とともに生きる

1 民生委員・児童委員及び主任児童委員

区役所からのメッセージ

各自治会町内会または地区連合町内会で民生委員・児童委員及び主任児童委員の推薦をお願いします。次回の一斉改選の委嘱日は令和4年12月1日です。

厚生労働大臣が委嘱する民生委員・児童委員及び主任児童委員は、「地域福祉の推進役」として、重要な役割を果たしています。

(1) 主な職務

- ア 自ら生活するのに支援が必要な方々への情報提供・見守り活動など
- イ 生活保護、高齢者、障がい者や児童などの福祉相談や助言指導など
(主任児童委員は児童福祉に関する事柄を専門的に担当)
- ウ 福祉保健センター等関係行政機関や社会福祉施設の業務に対する協力や連絡等

(2) 任期

3年ごとに一斉改選。12月1日付けで民生委員・児童委員、主任児童委員を委嘱します。

【年齢要件】 新任者は改選期日現在原則68歳まで。再任の場合は改選期日現在74歳まで。

次回一斉改選 令和4年12月1日付け委嘱に向け、令和4年6月から8月までに(連合)地区推薦準備会を開催し、候補者の選出に当たっていただきますようお願いします。

(3) 具体的活動

- ア 相談活動 (地域住民が抱える問題の相談にのります)
- イ 情報提供 (社会福祉の制度やサービス内容の情報等について住民に提供します)
- ウ コーディネート活動 (住民が適切な福祉サービスが受けられるように、関係行政機関、施設、団体等と連絡調整を行います)
- エ 社会調査活動 (住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握します)
- オ 意見具申活動 (日々の活動を通じて得た問題点や改善案を、関係機関に意見提起します)

(4) 候補者の選出について

一斉改選時のほか、年2回欠員補充(増員含む)を行います。その場合、各自治会町内会長または地区連合町内会長あてに推薦を依頼しますので、(連合)地区推薦準備会を開催して候補者を選出していただきます。

＜(連合)地区推薦準備会の開催及び候補者選出の時期＞

・7月1日付欠員補充・増員を行う地区→4月 ・12月1日付欠員補充・増員を行う地区→9月

*民生委員・児童委員、主任児童委員の候補者を選出していただく(連合)地区推薦準備会の任務は大変重要なものです。ご不明な点は次の担当課までお問い合わせください。

*区内の民生委員・児童委員、主任児童委員 327人(市内 4,459人) R2.12.1現在

2 保健活動推進員

区役所からのメッセージ

各自治会町内会で保健活動推進員の推薦をお願いします。

横浜市が委嘱する保健活動推進員は、地域の健康づくり活動の推進役、横浜市の健康づくり施策のパートナー役として、地域において生活習慣病予防などの健康づくり活動を行います。

(1) 職務等

- ア 健康づくりのための知識の普及及び啓発に関すること。
- イ 地域における健康づくり活動の実践及び地域の健康課題への取組に関すること。
- ウ 健康づくり施策に関し、市長に意見を述べること。
- エ 福祉保健センターが実施する健康づくり事業への協力に関すること。
- オ その他地域福祉保健の推進に関し必要な事項

(2) 活動内容

ア 健康づくり活動の企画・実践

保健活動推進員会は、運動や禁煙など健康に関する学習会等を企画立案・実践し、多くの人に知識を広げていきます。

活動例 健康チェック、体力測定の実施、ウォーキング、体操教室等の開催
タバコの害や健（検）診受診促進などの啓発活動、情報誌等の地域への配布

イ 行政と地域のパイプ役（情報交換・共有）

地域の健康に関する情報や意見を福祉保健センターに伝えます。

また、「健康横浜21」など、福祉保健センターが行う健康づくり事業への参加協力を通じ、協働して健康づくりに取り組んでいきます。

ウ 地域福祉保健の推進

地域の健康づくりのため、様々な地域福祉保健活動を行います。

活動例 介護予防、高齢者支援活動、子育て支援活動

(3) 推薦者の選任等について

- ・単位自治会町内会1名を原則とし、250世帯を超える毎に1名を追加できることとしています。
- ・任期は2年、改選は令和3年4月1日に行われます。
- ・改選期日現在78歳未満の方
- ・戸塚区の保健活動推進員は259名（市内4,099名）令和2年12月1日現在

3 戸塚区社会福祉協議会

区役所からのメッセージ

各自治会町内会加入世帯は、戸塚区社会福祉協議会の世帯会員となっています。会費の納入をお願いします。

戸塚区社会福祉協議会（区社協）は社会福祉法第 109 条に「地域福祉を推進する団体」として位置付けられている民間団体です。区民、ボランティア、施設、福祉事業関係者などが会員となり、協力して地域福祉の推進に取り組んでいます。区社協の事業は会費のほか共同募金配分金、市・区からの補助金・委託費などにより運営されています。

（１） 会費の納入

戸塚区社会福祉協議会世帯会費納入をお願いしています。

＊会費の額は、1 世帯あたり 40 円×世帯数でお願いしています。

（２） 依頼時期・方法

6 月下旬に、各自治会町内会あてに会費納入の依頼を地区連合町内会または地区社会福祉協議会を通じてお願いします。

＊なお、区社協世帯会費に加え、地区社協世帯会費を上乗せしている地区もあります。

・納入期限 7 月末

・納入方法 自治会町内会ごとに、納入をお願いします。（銀行口座へ振込み）

（３） 事業内容

詳細は、広報紙「社協とつか」等でお知らせしますが、主なものとしては次のような事業があります。

- | | |
|-----------------------|---------------|
| ア 地区社協活動の支援 | ク 生活福祉資金貸付事業 |
| イ ボランティア活動の育成・支援 | ケ 福祉の啓発事業の実施 |
| ウ 善意銀行の運営（寄付金品の受入と配分） | コ 移動情報センターの運営 |
| エ 福祉教育の推進 | サ 地域福祉保健計画の推進 |
| オ 高齢者・障害者・子育て支援 | シ 福祉保健活動拠点の運営 |
| カ 送迎サービス事業 | ス 生活支援体制整備事業 |
| キ 権利擁護事業 | セ 団体事務 他 |

4 赤十字会費募集

区役所からのメッセージ

各自治会町内会で赤十字増強月間（活動資金募集）の取り組みをお願いしています。

日本赤十字社は人道と博愛の精神に基づき、世界の平和と人々の幸福のため国内外で様々な活動を行っています。これらの事業資金は、皆様からの会費により支えられています。

戸塚区地区委員会においては、自治会町内会を通して活動資金募集のご協力を依頼し、赤十字活動の増強を一段と進めるとともに、当地区内の災害時におけるボランティア活動のネットワークづくりをめざした地域の各種活動との連携を図り、災害救援体制の充実・強化を図ります。

（１） 実施方法

- ・ 加入世帯数に応じ各自治会町内会ごとに目標額を定め、各地域において活動資金募集活動を行います。
- ・ 募集に必要な資材（会費領収書、広報用チラシ・ポスター、パンフレット等）は4月下旬に送付します。

（２） 実施期間

- ・ 5月～6月

（３） 会費目標額

- ・ 1世帯あたりの目標額を200円（原則）とします。自治会町内会加入世帯数に200円を乗じた金額を目標額とします。
- ・ 目標額については、あくまでも活動資金にご協力いただく方への判断の目標なので、活動資金募集活動を行う際に強制感のないようにご配慮をお願いいたします。

（４） 会費の送金

- ・ 送付期限 6月末日
- ・ 送金方法 自治会町内会ごとに、納入をお願いいたします。（郵便振替または直接窓口へ）

（５） その他

- ・ 日赤広報紙（赤十字活動資金の使い道等が載っています）を毎年4月に各自治会町内会を通じて全戸配布します。
- ・ 募金納入完了後、各地区連合町内会へ日赤広報紙配布手数料（1世帯2円）及び地区活動費（募集実績額の5%）、募集協力事務費等を交付します（3月頃）。

5 共同募金・年末たすけあい募金

区役所からのメッセージ

各自治会町内会で共同募金（赤い羽根共同募金・年末たすけあい募金）の取り組みをお願いしています。

共同募金は、“たすけあい”の心の結晶としての寄付金（赤い羽根共同募金・年末たすけあい募金の2種あります）を、地域の福祉活動をすすめている社会福祉協議会の事業費や障害者の地域作業所等民間の社会福祉施設や市民活動団体の事業に活用されています。

（1）実施方法

- ・世帯数に応じ自治会町内会ごとに目安額を定め、各地域にて募金活動をお願いします。
- ・募金活動に必要な資材（領収書、ポスター、パンフレット等）は9月下旬に送付します。

（2）依頼期間

- ・10月～12月

（3）募金目安額

- ・1世帯あたりの目安額を350円（内訳は赤い羽根共同募金290円、年末たすけあい募金60円〔原則〕）とします。自治会町内会加入世帯数に350円を乗じた金額を目安額とします。
- ・目安額については、あくまでも募金していただく方への判断の目安なので、募金活動を行う際に強制感のないようにご配慮をお願いいたします。

（4）募金の送金

- ・送金期限 12月末日
- ・送金方法 自治会町内会ごとに、納入をお願いいたします。（郵便振替または直接窓口へ）

（5）その他

- ・共同募金広報紙「とつかだより」（昨年寄せられた募金額やその使途等が載っています）を毎年9月に各自治会町内会を通じて全戸配布します。
- ・募金納入完了後、各地区連合町内会へ「とつかだより」配布手数料（1世帯2円）及び募集協力事務費等を交付します（3月頃）。

VI きれいなまちに

1 環境事業推進委員

区役所からのメッセージ

各自治会町内会から候補者の推薦をお願いします。

横浜市が委嘱する環境事業推進委員は、地域でのごみの減量化・資源化活動の活発化を図ることを目的とした事業の円滑な運営と、市民の生活環境の向上を図ります。

(1) 環境事業推進委員の職務

ごみ減量による脱温暖化に向けた3R活動と地域の美化や清潔の保持等の推進。

(2) 任期

2年

(3) 年齢要件

なし

(4) 依頼時期・方法

改選の前年12月に各町内会自治会長宛に推薦依頼をします。

(5) 推薦時期

2月下旬

(6) 区内の推進委員【令和2年4月現在】

292人(市内 3,968人)

(7) 主な活動内容

- ア ごみ集積場所における分別排出実践・啓発活動
- イ 3R活動を中心とした環境行動の実践・啓発活動
- ウ 地域清掃活動の推進
- エ 清潔できれいな街づくりの推進
- オ 地域への情報提供
- カ 住民からの相談と行政機関への連絡

2 ヨコハマ 3 R 夢プラン

区役所からのメッセージ

横浜市では 3 R の推進活動とりわけ「リデュース」（発生抑制）の取組を進めております。ごみと資源の総量を削減することで、脱温暖化を推進し、環境負荷の更なる低減を図ります。皆さまのご協力をよろしくお願いします。

横浜市では、令和 7 年度までにごみと資源の総排出量を 10% 以上（平成 21 年度比）、ごみ処理に伴う温室効果ガスの排出量（CO₂）を 50% 以上（平成 21 年度比）削減することを目指した計画「ヨコハマ 3 R 夢プラン」の推進を G30 で培った協働を礎に、市民・事業者の皆さまと取り組んでいます。

「ヨコハマ^{すりむ}3 R 夢プラン」の推進に向けて

（1）普及啓発活動

最も環境にやさしいリデュース（発生抑制）や分別排出・ごみ出しマナーの徹底に向けた普及啓発活動。

（2）ごみと資源の総排出量削減

3 R の推進、特にリデュースにおいて市民・事業者とともに、ごみと資源の総排出量を削減します。

（3）ごみ減量から始めよう脱温暖化

リデュース・分別のさらなる徹底により、ごみ処理に伴う温室効果ガスの削減を行います。

【資源集団回収活動】

自治会町内会・子ども会・老人会などの市民団体（実施団体）と資源回収業者が実施する資源物（古紙類・布類・金属類・びん類）の回収です。

資源集団回収は、地域ぐるみの協力で、ごみを減らし、リサイクル活動の推進と、あわせて地域コミュニティ活動づくりにも役立ちます。

実施団体には、回収量に応じて横浜市から奨励金が交付されます。（3 円 / kg）

【その他の活動】

＊センターリサイクル（分別された資源物を持ち込むことができます。）

持ち込み先：横浜市資源循環局戸塚事務所（川上町 4 1 5 - 8）

＊資源回収ボックス（ダンボールを除く古紙・古布の拠点回収）が利用できます。

設置場所：戸塚区役所・上矢部地区センター・大正地区センター・東戸塚地区センター
舞岡地区センター・踊場地区センター（古布の回収ボックスはありません）

3 街の美化活動

区役所からのメッセージ

市内全域で空き缶やたばこの吸い殻をはじめとするごみのポイ捨てが禁止されています。
また、地域清掃活動や街の美化を推進する取組にご協力ください。

戸塚区を「明るく、きれいな街」にするため、道路や地区内の自主的な清掃活動を支援します。

(1) 地域清掃活動によるごみの収集について

地域清掃活動により出たごみについては、少量であれば一般家庭ごみとして燃やすごみの収集日に集積場所へ出してください。

大量にある場合は、資源循環局戸塚事務所にご相談ください。

電話番号：8 2 4－2 5 8 0

(2) 不法投棄等について

公道・歩道上については、戸塚土木事務所にご相談ください。

電話番号：8 8 1－1 6 2 1

ごみの集積場所については、資源循環局戸塚事務所にご相談ください。

電話番号：8 2 4－2 5 8 0

(3) 清掃用具等の配布・貸出しについて

【貸出し物品】

・トング（火バサミ） ・ちりとり ・ほうき

【申し込み方法・受渡し】

お電話で団体名・代表者氏名・連絡先・実施予定日・参加人数・数量・受け取り希望日をご連絡ください。（随時受付）

なお、数量や日程等、調整させていただく場合がありますので、ご了承ください。

4 河川愛護月間（河川・水路等清掃活動）

区役所からのメッセージ

7 月に河川・水路等の清掃活動を行いましょう。

きれいな町づくりを支援します。

国が制定した 7 月の「河川愛護月間」に合わせて、横浜市においても河川愛護の広報・キャンペーン活動、河川水路等の清掃等の事業を実施します。

（1） 河川愛護月間

7 月 1 日～ 31 日

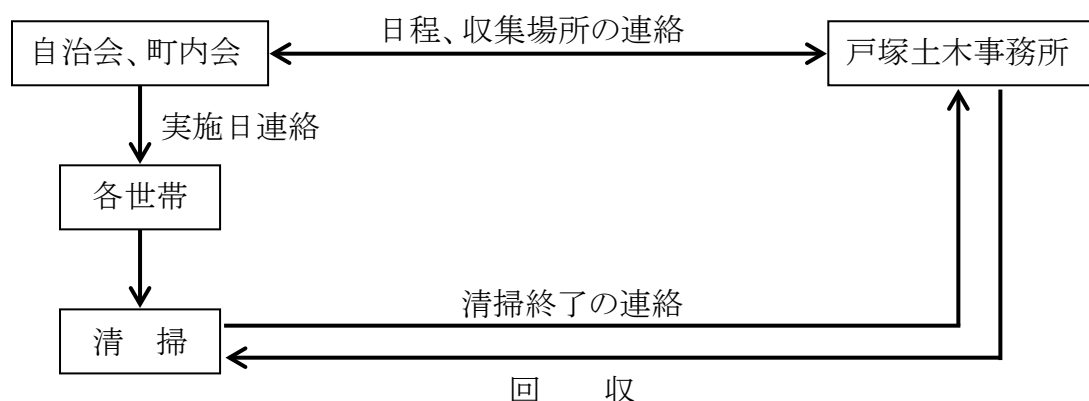
（2） 清掃対象

河川・水路・側溝の清掃

* 自治会町内会等で一斉に実施する場合は、あらかじめ土木事務所に実施日等を連絡してください。

* 引きあげたごみ等は、土木事務所で収集しますので作業車が搬出可能な場所に集めるようお願いします。

なお、泥上げについては、当面の間見合わせていただき、ごみの回収のみでお願いします。



VII 選挙等

1 選挙の実施協力

区役所からのメッセージ

選挙時の協力をお願いします。

選挙の実施にあたって、選挙啓発ポスターの掲示、各投票所の投票管理者・投票立会人の選任をお願いいたします。

(1) 選挙啓発ポスターの掲示

- ・啓発ポスターは投票日の周知のために自治会町内会の掲示板に掲示をお願いしています。
- ・依頼時期は選挙のある時期となります。
- ・啓発ポスターは、横浜市選挙管理委員会から自治会町内会あてに送付されます。

(2) 投票管理者・投票立会人の選任について

現在、戸塚区には 42 か所の投票所があります。各選挙（市長・統一〔県知事・県議・市議〕・衆議院・参議院）執行の際に、各投票所に投票管理者及び投票立会人を選挙管理委員会が選任します。

選挙管理委員会では、投票の公正さを保つために、各投票所の投票管理者・立会人の推薦について自治会町内会を通じてお願いします。

ア 投票管理者の選任条件

- ① 選挙権を有している方（公職選挙法第 37 条第 2 項）
- ② 在職期間中（告示・公示日から投票日まで）は、選挙運動に制限があることを理解していただける方（公職選挙法選挙第 135 条第 1 項）
- ③ 特定の政党その他の政治団体（後援団体も含む）に関与または、規約上、明らかに役員になっていない方
- ④ 特定の立候補予定者の後援会活動を積極的に行っていない方

イ 投票立会人の選任条件

- ① 選挙権を有している方（公職選挙法第 38 条第 1 項）
- ② 選挙運動に関係のある方はご遠慮いただいております。

2 戸塚区明るい選挙推進協議会

区役所からのメッセージ

各地区連合町内会から戸塚区明るい選挙推進協議会推進員の推薦をお願いします。

戸塚区明るい選挙推進協議会は、戸塚区内の有権者の投票参加ときれいな選挙の実現を期して、選挙啓発運動を展開することによる正しい選挙意識の醸成を目的として設立された団体です。戸塚区選挙管理委員会と連携して活動しています。

主な活動として、選挙時の投票参加を呼びかける街頭啓発活動「ザ・イコット」をはじめとして、明るい選挙推進大会等の各種イベントの際に、投票参加を呼びかける啓発活動を実施しています。

◎ 戸塚区明るい選挙推進協議会推進員

(1) 人数

各連合から2名以上

(2) 任期

2年

(3) 活動

主として選挙時の啓発活動にご参加・ご協力をいただいています。また、定期的に発行される機関紙や各種イベントのご案内をさせていただいています。

(4) 依頼時期

11月に区連会へ依頼します。(最近改選：令和3年度)

(5) 提出時期

2月下旬

3 国勢調査員の推薦

区役所からのメッセージ

国勢調査の協力をお願いします。

国勢調査は、5年ごと、10月1日を基準日として行われます。日本に居住するすべての人（外国人を含む）を対象に、世帯ごとに実施する大規模な調査のため、各自治会町内会に調査員の推薦をお願いしています。

(1) 任期

調査を実施する年（西暦下1桁が0、5の年）の9月～10月頃

(2) 依頼時期

2～5月（5年ごと）※最近の実施 令和2年

(3) 推薦人数

推薦人数を記した依頼文を送付します。

(4) 活動内容

調査票の配布・回収・提出等



国勢調査の結果は、
「データで見る戸塚」
などに使用されています

VIII その他

1 広報紙の配布

区役所からのメッセージ

「広報よこはま区版・市版」、「県のたより」及び「ヨコハマ議会だより」は、各自治会町内会を通じて配布をお願いします。

神奈川県・横浜市・戸塚区の行政情報をお知らせします。

「広報よこはま区版・市版」、「県のたより」及び「ヨコハマ議会だより」の配布をお願いしています。

(1) 配布先

自治会町内会の区域にある全世帯（未加入の世帯への配布もお願いします）。

(2) 自治会町内会に広報をお届けする期日

発行月の前月末日まで。

(3) 配布時期

発行月の10日までに、各世帯への配布をお願いします。（原則）

(4) お届けする部数

自治会町内会からの申請部数（「広報配布世帯数」）。

(5) 配布担当者・部数の変更

変更がある場合は、毎月10日までにご連絡ください。翌月号から変更します。

(6) 広報紙の配布謝金

「広報よこはま区版・市版」（毎月発行）単価9円

「県のたより」（毎月発行）単価8円

「ヨコハマ議会だより」（年4回発行）単価4円

(7) 配布謝金の支払い

「広報よこはま区版・市版」、「県のたより」及び「ヨコハマ議会だより」を合わせた6か月分を、年度内に2回（10月と3月）お支払いします。

※ 自治会町内会で、「広報よこはま区版・市版」、「県のたより」及び「ヨコハマ議会だより」を配布することが難しい場合、市の委託業者による直接配布ができます。ご希望される自治会町内会は、事前にご相談ください。

2 「広聴事業」について

区役所からのメッセージ

市政・区政に対するご要望やご意見をうかがう、広聴事業をご活用ください。

予算編成や区政運営の参考とするため、自治会町内会をはじめ多くの区民の皆様からご要望、ご意見をうかがう広聴事業を、地域での協働による課題解決の一つとしてご利用ください。

(1) 「市民からの提案」

- ア 「市民からの提案」は、投稿者の居住区ごと（「市長陳情」は要望地ごと）に区役所で受け付けます。（手紙の専用封筒を区別に用意しています。その他にも、投稿フォームやEメール等でも同様に受け付けます。）
- イ 案件を所管する区局等が迅速に対応します。原則として受付日の翌日から起算して10開庁日目までに回答又は状況説明を行います。
- ウ 市長がその内容と対応状況について、データベースシステムで常時見ることができます。
- エ プライバシーに十分配慮の上、提案や意見と回答の趣旨を要約し、ホームページ等で情報提供します。また、施策への反映状況を促進するため、要望に対する対応状況についても情報提供します。
- オ 自治会町内会等の団体の案件は、「市政ダイレクト広聴」、「区長陳情」としても受け付けています。

(2) 戸塚区お客様の提案箱

- ア 「市民からの提案」とは別に戸塚区役所が独自に実施している広聴です。戸塚区役所2階・東戸塚駅行政サービスコーナーに、提案用紙と投稿箱を設置しています。
- イ 案件を所管する区局等が迅速に対応します。受付日の翌日から遅くとも14日以内に回答又は状況説明を行います。
- ウ プライバシーに十分配慮の上、提案や意見と回答の趣旨を要約したものを、戸塚区役所2階掲示板に掲示します。

3 スポーツ推進委員

区役所からのメッセージ

各自治会町内会から候補者の推薦をお願いします。

横浜市長が委嘱するスポーツ推進委員は、地域社会におけるスポーツ・レクリエーションの自主的活動とその育成組織活動を推進することにより、スポーツ振興事業を図ることを目的とします。

(1) 身分

スポーツ基本法並びに横浜市スポーツ推進委員規則に基づいて、横浜市長から委嘱される非常勤公務員

(2) スポーツ推進委員の任務

- ア スポーツの実技の指導及び助言
- イ スポーツ活動の促進のための組織の育成及び拡充
- ウ 行政機関又はスポーツ関係団体が行うスポーツに関する行事又は事業への協力
- エ スポーツ振興のための指導及び助言

(3) 任期

2年

(4) 年齢要件

委嘱時に、新任の場合は原則 65 歳未満、再任の場合は原則 70 歳未満の方

(5) 依頼時期・方法

改選の前年の 11 月下旬から 12 月初旬に各自治会町内会長あてに推薦を依頼します。

(6) 推薦時期

2月下旬

(7) 区内の推進委員【令和 2 年 4 月現在】

203 人

(8) 主な活動内容

- ア 世界トライアスロンシリーズ横浜大会、横浜シーサイドトライアスロン大会、横浜マラソンなどの沿道警備
- イ 各地区の運動会やお祭りの運営補助

4 青少年指導員

区役所からのメッセージ

各自治会町内会から候補者の推薦をお願いします。

横浜市長が委嘱する青少年指導員は、地域社会における青少年の自主的活動とその育成組織活動を推進することにより、青少年の健全育成を図ることを目的に活動を行っています。

(1) 青少年指導員の任務

- ア 青少年の指導と団体の育成
- イ 青少年の育成にかかわる地域活動の推進
- ウ 地域環境の整備と施設への協力活動
- エ 青少年に関する相談と愛護活動
- オ 勤労青少年の指導育成と福祉の増進

(2) 任期

2年

(3) 年齢要件

新任者は原則改正期日現在 65 歳未満、再任の場合は原則改選期日現在 70 歳未満

(4) 依頼時期・方法

改選の前年の 11 月下旬から 12 月上旬に各自治会町内会長あてに推薦を依頼します。

(5) 推薦時期

2月中旬

(6) 区内の指導員【令和 2 年 4 月現在】

198 人（市内 2,590 人）

(7) 主な活動内容

- ア キャンプや工作教室など、各地域の特色を活かした行事を開催し、青少年のための体験機会を提供しています。
- イ 各地域で夜のパトロールや有害図書の区分陳列状況等の調査などを行い、青少年を取り巻く社会環境の健全化を図ります。
- ウ 青少年が抱える様々な課題をテーマとした研修会を各区・市で実施しています。

5 消費生活推進員

区役所からのメッセージ

各自治会町内会から候補者の推薦をお願いします。

横浜市長が委嘱する消費生活推進員は、地域における消費者被害未然防止等に関する活動をすることにより、消費者の主体的な活動を促進し、市民の安全で快適な消費生活の推進を図ることを目的とします。

(1) 消費生活推進員の活動

- ア 地域と連携しながら行う地区活動
- イ 消費生活に関する知識・情報の地域への普及啓発に関する活動
- ウ 地域の高齢者等の見守り活動に参加
- エ 消費者と事業者の交流促進に関する活動
- オ 推進員相互の情報交換等
- カ 研修への参加
- キ 市が行う消費者行政に対する協力

(2) 任期

2年 ※最長3期6年まで

(3) 年齢要件

改選期日現在 20歳以上

(4) 依頼時期・方法

改選の前年の11月～12月に各自治会町内会長あてに推薦を依頼します。

(5) 推薦時期

2月下旬

(6) 区内の推進員【令和2年4月現在】

159人（市内1,333人）

(7) 主な活動内容

- ア 地域での消費者被害未然防止などに関する啓発講座の開催や、地域の高齢者の見守り活動などに参加して、消費生活情報の伝達
- イ 消費生活展や広報誌の発行などを通じて地区活動や消費生活の情報の広報
- ウ リサイクルやリメイクなど環境に配慮した購買行動の推進

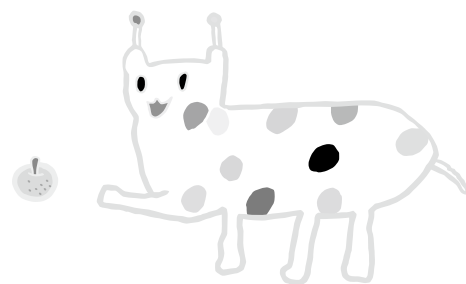
IX 加入促進編

1 自治会町内会はどうして必要なの？

以前は、近所づきあいの延長として、自治会町内会のお祭りや行事に参加することでみんなが自治会町内会活動に関わっていました。しかし、生活環境が変化し、価値観やライフスタイルが多様化した結果、近所づきあいが希薄になり、自治会町内会の活動に関心が薄れてきました。自治会町内会は、自分たちのまちは自分たちで守ろうと、会員相互が助け合って安全・安心な住みよいまちづくりに取り組んでいる団体です。

そのためには、普段からその地域に住んでいる人と人を結ぶ「絆」を深め、親睦を図りながら、お互いに助け合う心を大切にすることが重要です。

また、地域の情報交換の場として、一人ではできないことをみんなで協力して行うことのできる最も身近な生活の場なのです。



「戸塚区のマスコット ウナシー」

(1) 自治会町内会の役割

助け合い、協力体制をつくること

地域に住む人々が自ら助け合い、協力体制をつくることで共通の問題解決にあたります。

生活環境の維持・改善

ごみ集積所や公園の清掃など地域の美化活動や防犯灯の管理など住民が快適に暮らせるように力を合わせます。

安全・安心への取組

防犯活動、防災活動、不法投棄や迷惑駐車などの課題解決に向けて安全・安心に暮らすために取り組みます。

情報の共有

広報よこはまの配布、自治会町内会活動のお知らせや区役所、関係機関からの各種チラシの回覧などの情報が提供されます。

親睦を図ること

地域のお祭りやスポーツ・文化のレクリエーション、子ども会・老人クラブなどの親睦活動を通じて、仲間意識や信頼関係を育みます。

(2) 自治会町内会の主な活動

環境整備

防災訓練、災害時備蓄品の購入、町の清掃活動、資源集団回収、
防犯パトロールなど



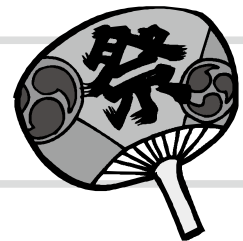
社会教育

子ども会、通学路の見守り活動、消費生活推進活動、各種講習会など



レクリエーション・文化

盆踊り、運動会、文化祭、餅つき大会、各種スポーツ大会など



福利厚生

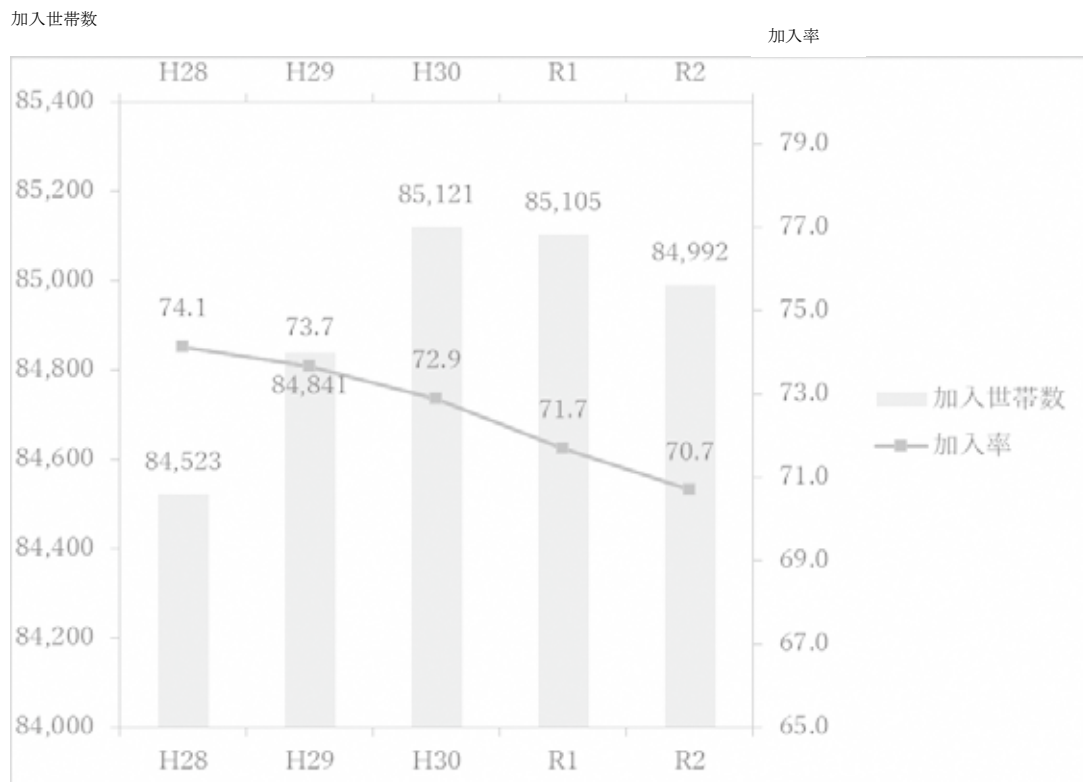
自治会町内会館の運営、老人クラブ、高齢者の見守り活動、
自治会町内会だよりの発行、慶弔事業など



2 自治会町内会をとりまく状況は？

(1) 加入率の推移

戸塚区自治会町内会加入世帯数及び加入率の推移（各年4月1日現在）



(2) 加入率低下及び高齢化社会の影響

自治会町内会の加入率が低下することによって、清掃活動など加入者が未加入者の分も活動や費用を支えるようになっており、気づきにくいところでも加入者の負担が増えています。

また、高齢化や若い方の加入が減少することで、自治会町内会活動の担い手が不足し、活動が停滞するという問題を招いています。

(3) これまでの取組

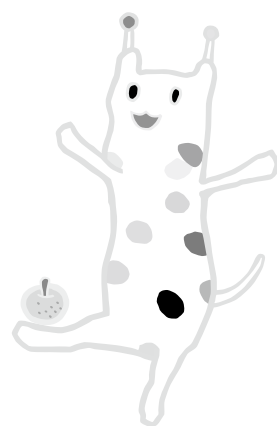
戸塚区連合町内会自治会連絡会では、戸塚区へ転入された方に自治会町内会加入チラシを配布して加入を案内するほか、未加入マンション管理組合への自治会町内会設立の呼びかけを行っています。

各自治会町内会では、新たに住み始めた方に加入の勧誘を行ったり、行事のときに声をかけたりしています。

また、アパート・マンションのオーナーや不動産会社に連絡を取り、入居者に加入するようお願いします。

3 加入の呼びかけをしよう！

自治会町内会には、いろいろな機能や役割があります。呼びかけをする方は、自治会町内会の意義、活動内容や会費の使途などについて、よく理解して適切に伝えられるようにしましょう。



新たに引っ越してきた方には

①あいさつ状

なるべく早い時期に「あいさつ状」をポストに入れましょう。
（「あいさつ状」の見本は、66 ページにあります。）

②訪問人数

2 ～ 3 人が最適です。

③訪問時間帯

夜間や早朝は避けましょう。

④訪問時の資料

案内状・加入申込書・ごみカレンダー・自治会町内会の規約、活動内容や日程がわかる資料（自治会町内会総会資料など）

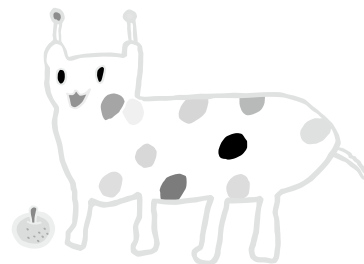
⑤ポイント

自治会町内会活動について簡単に説明し、質問などにも答えられるように準備しましょう。
（「よくある Q & A」62 ページをご参照ください。）

加入を断られた場合や面会自体を拒否された場合は、無理をしないでください。用意した資料を受け取っていただければお渡しして、次の機会を待ちましょう。

単身者や短期居住のアパート・マンション居住者には

学生、単身者や短期間の居住者は、自治会町内会の活動に関心のない方が多く、加入の呼びかけに苦慮しているという声をよく耳にします。居住者への呼びかけの他に、アパート・マンションオーナーや住宅管理業者に協力を依頼する方法もあります。



アパート・マンションオーナーや住宅管理業者に協力してもらおう

アパート・マンションオーナーや住宅管理業者に加入の必要性を理解してもらい、次のような協力をお願いしましょう。

①アパート・マンションオーナー自身の加入

アパートやマンションが地域にあることでオーナー自身にも賛助会員としての加入を依頼します。会費は、居住数に応じた金額や年間定額制にしているケースもあります。

②家賃上乗せ方式

家賃に自治会町内会費を上乗せする方法です。既に居住しているところは難しいですが、新築の際に早めにオーナーに協力を依頼し、あらかじめ自治会町内会費を家賃に上乗せすることを説明してもらいます。学生や単身者の場合は、会費を減額するなど工夫すると、理解を得やすいでしょう。

③住宅管理業者に協力をお願いしよう。

アパート・マンション経営を住宅管理業者に依頼している場合は、管理業者にも協力をお願いしてみましょう。

4 魅力ある活動にしよう！

子どもからお年寄りまで幅広い年齢層の方に興味を持ってもらい、参加しやすい楽しいレクリエーションを企画しましょう。また、地域のお祭り・学校・施設・行政機関・商店街などと連携して活動を盛り上げましょう。自治会町内会ならではの行事を通して加入のきっかけを作りましょう。

例えば

子どもを持つ若い世代向け

子どもが参加できる行事を通じて、子どもだけでなく若い親御さんたちの交流が深められます。

子ども会や運動会など子どもたちが楽しく参加できる工夫をしましょう。



お年寄り向け

食事会、敬老のお祝い会などに簡単な運動や趣味、娯楽を組み合わせるなど、趣向を凝らして、交流を広めましょう。

5 活動をPRしよう！

自治会町内会の活動をオープンにするために、運営状況や活動の内容を広く知ってもらいましょう。地域に密着した役に立つ情報や楽しい行事などを発信して、理解を深めてもらい、加入につなげましょう。

例えば

「自治会町内会だより」の発行

定期的に町内の出来事やイベント、地域の課題などについてお知らせする。

暮らしに役立つチラシ・パンフレットの配布

地域内の避難所の位置などわかりやすく示したマップを作成する。

ごみ出しルール、資源集団回収をまとめたパンフレットを配布する。

イベント案内状の配布

イベントの案内状を作成して参加を呼び掛ける。



地域の歴史や活動に関する冊子の作成

地域に愛着を持ってもらうため地域の歴史や活動をまとめた冊子を作成する。

6 よくある Q & A（回答例）

よくある質問と回答例を挙げてみました。
それぞれの自治会町内会の実情に合わせて参考にしてください。



Q. 加入のメリットは何でしょうか？

- A. 自治会町内会では、災害時に備えて防災訓練や防犯パトロールなど皆さんが安全・安心に過ごせるような活動を行っています。また、ごみ集積所や公園清掃などの美化活動も行っています。加入いただくことでお互いの信頼関係を築き、親睦を深め、助け合える関係を育むことができます。
- また、横浜市からの情報や地域の情報を回覧などにより入手することができます。

Q. 加入しないといけないのですか？

- A. 自治会町内会への加入は、強制することはできませんが、防災防犯・ごみ集積場所など、同じ町に住む住民として共通する課題を一緒に解決するために自治会町内会の活動が大切です。

Q. 戸塚区にはいくつ自治会町内会がありますか？

- A. 戸塚区には 221 団体の自治会町内会があります。（令和 3 年 3 月現在）
- また、地区連合町内会は 18 地区あり、192 団体の自治会町内会がそれぞれの地区連合町内会に加入しています。

Q. 自治会町内会の区域は何を基準にして区切られているのですか？

- A. 特に明確な基準はありません。大字・町丁別、開発区域、大きな道路を境にするなど、区域の広さ、加入戸数もさまざまです。マンションや団地ごとに自治会町内会が組織されている場合もあります。

Q. 自治会町内会は区役所の関係団体ではないのですか？

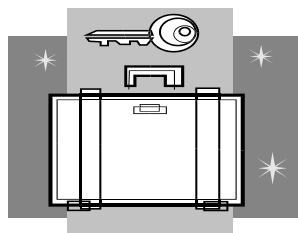
- A. 区役所から広報紙の配布や回覧などの情報提供、各種事業への協力を依頼されることはありますが、地域住民が自主的に運営している任意の団体です。

Q. 税金を払っているから区役所が地域のことをしてくれるのではないですか？

A. 住みよい地域のためには、区役所ができることと自治会町内会ができることそれぞれの役割分担があります。自治会町内会は、その地域の実情に合わせ、共通の課題に向けて住民が自主的に運営できる団体です。区役所の手の届かない部分を担って、よりきめ細かいまちづくりができるのではないのでしょうか。

Q. 個人情報は、安全に管理されていますか？

A. 個人情報の取り扱いについては、会費納入管理、会員相互の連絡や緊急時の場合に使用します。自治会町内会で適正に管理し、自治会町内会活動に使用する目的以外には使用いたしません。



Q. 自治会町内会の会費はどのように使われていますか？

A. 自治会町内会の会費は、自治会町内会予算に入り、毎年総会で内容を審議し、承認を得て使用しています。支出内容は、環境美化、防災活動、子ども会活動費、レクリエーション、敬老会などです。

Q. 生活が厳しくて自治会町内会の会費が払えませんが、加入できますか？

A. 高齢者や単身世帯など免除や減額規定があれば、案内してください。



Q. (体力的に) (家を留守がちなので) (忙しいので)

役員の仕事や行事への協力はできませんが、加入できますか？

A. 免除できない場合→自治会町内会活動が続けていくためには、みんなで公平に負担して担っていただいています。ぜひ、ご協力をお願いします。

免除できる場合 →自治会町内会の人たちと相談し、順番を飛ばすなど調整したいと思います。

Q. 加入していませんが、自治会町内会の行事に参加できますか？

A. ぜひご参加ください。行事に参加することで楽しさを知っていただき、隣近所の方とも交流を広げ、加入をご検討いただければと思います。

Q. (学生のため) (一時的な居住で) 長くは住まないのに、加入できません。

A. 短期間の居住でもその間は、ごみの集積所をきれいにしたり、防犯パトロールなど自治会町内会活動は、気づかないところで皆さんの生活に役立っています。

会費は月額で負担いただくこともできます。ぜひご加入ください。

Q. 住民票を移していませんが、加入できますか？

A. 住民票の有無は問いません。そこに住んでいれば、加入できます。



7 参考様式はこちら

様式の見本です。適宜変更して使用してください。

(1) 加入申込書

加 入 申 込 書	
私は、〇〇〇自治会(町内会)に加入する意思がありますので、本書のとおり届け出ます。なお下記「個人情報の取扱いについて」にも同意します。	
住 所	横浜市戸塚区
氏 名	
電 話 番 号	
○個人情報の取り扱いについて ・ご記入いただいた個人情報は、会員相互及び役員との諸連絡、自治会町内会活動、災害時の避難、救助活動等の際に利用します。 ・本会では活動及び運営を円滑に行うために、会員名簿を作成し、各会員に配付しています。いただきました情報を記載します。 ※掲載を希望しない項目がある場合はご相談ください。 ・当自治会（町内会）では、自治会町内会活動を〇〇協議会および〇〇会と連携して行っています。団体相互に活動を円滑に行うため、〇〇協議会および〇〇会に会員名簿を提供することがあります。 ・ご記入いただいた情報は、上記の目的以外に使用したり、ご本人の同意なく第三者に提供したりすることはありません。	



(2) 加入案内の挨拶文

令和 年 月 日

新たにお住まいになられた方へ

〇〇〇自治会(町内会)長

〇〇〇自治会(町内会)加入のご案内

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、このたび私どもの住むこの町にご転入されたことに対し、〇〇〇自治会(町内会)を代表して心から歓迎いたします。〇〇〇自治会(町内会)は、日頃から楽しく、安全に安心して住み続けられる地域づくりのために様々な取り組みを行っております。

つきましては、当自治会(町内会)へぜひご加入いただきたく、ご案内申し上げます。

1 会費

年間 1世帯〇〇〇円

2 加入の申込方法

恐れ入りますが、下記連絡先までご連絡をお願いします。

ご不明な点やお困りのことがありましたら、ご遠慮なくお申し出ください。

3 資料

〇〇〇自治会(町内会)規約



<連絡先> (担当者氏名) ☎〇〇〇〇-〇〇〇〇

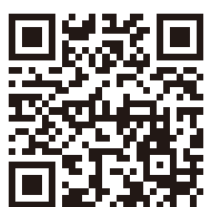
問合せ先 一覧

ページ番号	問合せ先	
II-1～7、III-2～5、IV-7、VIII-3～5	戸塚区役所	地域振興課 地域活動係
VI-2～3		地域振興課 資源化推進担当
III-1、IV-1～2		総務課 庶務係
VII-1～3		総務課 統計選挙係 選挙管理委員会
IV-8		生活衛生課 環境衛生係
V-1		福祉保健課 運営企画係
V-2		福祉保健課 健康づくり係
VIII-1～2		区政推進課 広報相談係
IV-4～6	戸塚消防署	
IV-3	総務・予防課予防係	
	大正消防出張所	
	吉田消防出張所	
	鳥が丘消防出張所	
	東戸塚消防出張所	
	深谷消防出張所	
V-3	社会福祉法人 横浜市戸塚区社会福祉協議会	
V-4	日本赤十字社神奈川県支部 横浜市戸塚区地区委員会	
V-5	社会福祉法人 神奈川県共同募金会 横浜市戸塚区支会	
VI-1	資源循環局戸塚事務所	
VI-4	道路局 河川企画課	
	【日程等の連絡先】戸塚土木事務所	

電話番号・FAX番号・メールアドレス

電話 / FAX	メールアドレス
866-8412 / 864-1933	to-chishin@city.yokohama.jp
866-8411 / 864-1933	
866-8308 / 881-0241	to-somu@city.yokohama.jp
866-8315~6 / 881-0241	to-toukei@city.yokohama.jp
866-8476 / 866-2513	to-eisei@city.yokohama.jp
866-8418 / 865-3963	to-fukuho@city.yokohama.jp
866-8426 / 865-3963	
866-8321 / 862-3054	to-kusei@city.yokohama.jp
881-0119 (FAX 同じ)	sy-totsuka-sy@city.yokohama.jp
881-0119 (FAX 同じ)	sy-totsuka-sy@city.yokohama.jp
853-0119 (FAX 同じ)	
861-0119 (FAX 同じ)	
862-0119 (FAX 同じ)	
821-0119 (FAX 同じ)	
854-0119 (FAX 同じ)	
866-8434 / 862-5890	info@totsukashakyo.com
866-8434 / 862-5890	info@totsukashakyo.com
824-2580 / 824-2820	sj-totsukaj@city.yokohama.jp
671-4215 / 651-0715	do-kasenkikaku@city.yokohama.jp
881-1621 / 862-3501	to-doboku@city.yokohama.jp

HPはこちら！



戸塚区連合町内会自治会連絡会

検索

戸塚区プロフィール

区政施行：昭和 14 年 4 月 1 日

● 面積	35.70 km ²	(令和 3 年 2 月 28 日現在)	全市第 1 位
● 人口	282,393 人	(令和 3 年 2 月 28 日現在)	全市第 4 位
● 世帯数	128,073 世帯	(令和 3 年 2 月 28 日現在)	全市第 4 位

発行 令和 3 年 3 月 戸塚区連合町内会自治会連絡会事務局(戸塚区地域振興課)

電話 045-866-8412 / FAX 045-864-1933